

## 平成29年第2回砂川市議会定例会

平成29年6月14日（水曜日）第3号

### ○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第33号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第34号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第35号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第36号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第37号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第38号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第39号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第40号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第41号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第42号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第43号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第44号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案第45号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 報告第 2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 3号 事務報告書の提出について
- 日程第 5 報告第 4号 監査報告

- 報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程第 6 意見案第 1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について
- 意見案第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 意見案第 3号 平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 圭 介 君

武 田 真 君

増 山 裕 司 君

- 日程第 2 議案第 33号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 34号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 35号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 36号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 37号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 38号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 39号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 40号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 41号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 42号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 43号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

議案第44号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

議案第45号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

て

日程第3 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第4 報告第3号 事務報告書の提出について

日程第5 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

日程第6 意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

#### ○出席議員（12名）

議長 飯澤明彦君

議員 増井浩一君

増山裕司君

佐々木政幸君

武田圭介君

沢田広志君

副議長 水島美喜子君

議員 多比良和伸君

中道博武君

武田真君

辻勲君

小黒弘君

#### ○欠席議員（1名）

議員 北谷文夫君

#### ○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長 善岡雅文

砂川市教育委員会教育長 高橋豊

砂川市監査委員 栗井久司

砂川市選挙管理委員会委員長 其田晶子

砂川市農業委員会会長 渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊一豊
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理	
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	氏家実博
病院事務局審議監	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	峯田和興
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 峯田和興君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、北谷文夫議員であります。

○議長 飯澤明彦君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、既に通告してありますように、大きく3点にわたって一般質問を行います。

大きな1点目は、選挙投票率の向上、維持対策と若年者に対する啓発活動についてであります。砂川市における国政選挙、地方選挙の投票率は、横ばいか微減傾向にあり、ほかの自治体と同じような傾向が見られます。選挙は、国政、地方選挙に限らず、有権者が代表を選び、その代表が多くの有権者にかわって政府や執行機関から示された予算等について多くの国民にかわって団体として意思決定を行い、日常生活に多大な影響を与えるものです。どんな人であってもその大事な権利をしっかりと行使できるように、投票率の向上や現行投票率の維持、今後有権者になるであろう若年者に対する啓発や対策は、選挙管理委員会の大きな使命です。そこで、以下の点について順次伺います。

(1) 直近の国政選挙では投票率が60%台前半、地方選挙の中でも市議選は前回は無投票、前々回でも70%を割り込み、60%台後半と市内有権者総数のおよそ4割が投票に行っていない状況です。先般18歳から投票できるように法律が改正され、未成年者が初めて投票を実行することができましたが、このままでいけばさらなる投票率の低下が予想され、今の段階から若年者に対する啓発活動とあわせて抜本的な対策を講じていかなければいけないと考えます。砂川市における現状を踏まえ、ほかの行政機関や団体等との連携、協力も含めて、選挙管理委員会としてどのように活動を展開していこうと考えているのか。従来からの取り組みに加えて新たなことを模索し、実践するためにも委員長の強いリーダーシップが期待されています。委員長の所見と決意について。

(2) これ以上の投票率の低下を招かないためにも、過去の投票行動についての分析とそれに基づく対策が必要不可欠ですが、そのような分析の実施と対策について。

(3) 18歳以上の未成年者が投票できるようになって有権者総数がふえましたが、特定の世代や障害を持った方など全ての有権者が大事な1票の権利を行使できるようにする

ための各自の特質に合った期日前、不在者投票の拡充や投票所の場所の選定のあり方、移動投票所の導入などについて。

(4) 災害はいつ襲ってくるかわかりません。選挙期間中や選挙当日を含めて、災害時の投開票や選挙準備対応などについて、近年多くの自治体ではいろいろな対応策を事前に検討して、有権者に不便が生じないように対策を考えていますが、砂川市における現状の対応について。

(5) 有権者に対する啓発は、早い段階から行うことが重要だと考えます。18歳以上に投票権が認められましたが、中学生のうちから選挙に関心を持ってもらうために教育委員会と連携が重要です。先進的自治体では、直近の選挙の選挙公報を生徒に配付し、実際の投票箱を用いて模擬投票を行うなど、目で見ても、行動で実践するなど、選挙管理委員会と教育委員会が相互に連携して啓発、教育活動が行われている例もありますが、選挙管理委員会として今後の連携や具体的な啓発などの考えについて。

次に、大きな2点目は中学校における部活動支援についてであります。教員の業務負担を軽減するため、国においても部活動指導員が制度化されました。砂川市内の中学校でも特にチームプレーを必要とする部活動が、なかなか業務多忙な教員に顧問になってもらうことが難しく、部活動ができずに中体連の出場機会も危ぶまれるという声も聞こえています。そこで、以下の点について伺います。

(1) 制度化された部活動指導員の導入の考えについて。

(2) 部活動指導に当たっては、部活動指導員だけではなく、地域おこし協力隊の活用という選択肢もあると考えます。特に中学校教育におけるスポーツ振興は、スポーツの競技人口をふやし、将来における高校進学や高校のチーム編成などにも影響を与えます。スポーツ振興を担う人材は、内外問わずに広く募れる体制が大切です。砂川市におけるスポーツ振興も意識して学校の部活動指導に地域おこし協力隊を活用することについて。

最後に、大きな3点目は市立病院の診療体制と地域医療連携についてであります。市立病院は、地域中核病院として急性期医療を提供し、中空知圏域のみならず、隣接の圏域を含め高度な医療を提供できる病院となっています。一方で、先般市立病院が策定した砂川市立病院改革プランにも掲げられているように、病院が抱える課題として、1、砂川市、中空知医療圏の高齢化の影響、2、少ない回復期機能病床、3、開業医不足による弱いかかりつけ医機能の問題が指摘されています。地域の事情から急性期医療以外の1次医療の患者さんを診ることも大事ですが、特定の科の医師の診察に患者が殺到し、本来予定されている機能を十分に発揮できなくなるおそれも指摘されており、その対策は急務です。3月議会において、市としても今後は砂川市において求められる地域医療の将来像について市立病院を含む関係機関等と協議していくという話も出ていましたが、病院としては市とどのようにして連携を図り、病院本来の機能が最大限発揮できるような環境づくりを整えて、患者さんに支障が出ないように地域医療の連携の枠組みを維持、発展させていこうと

考えているのか伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長 其田晶子君（登壇） それでは、大きな1、選挙投票率の向上、維持対策と若年者に対する啓発活動についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）投票率の低下が予想される中、選挙管理委員会としてどのような活動を展開しているのかについて選挙管理委員会委員長として所信を述べさせていただきます。砂川市の投票率は、国政選挙、地方選挙に限らず、北海道の都市の中では高い水準にありますが、平成27年の北海道知事選挙では67.21%、平成28年の参議院議員通常選挙では選挙区で62.58%とここ数年は減少傾向であります。この状況は、砂川市に限らず全国的な傾向で、どこの選挙管理委員会でも対策に苦慮しているのが現状でございます。投票率向上の対策といたしましては、啓発活動が中心となりますが、選挙期間中には社会福祉協議会、民生児童委員協議会、町内会連合会など市内主要団体で構成する砂川市明るい選挙推進委員会が、多くの人が集まる農協、生協、アシルで啓発活動を行っており、このほか市のホームページや広報紙、新聞折り込みなどさまざまな形で投票を呼びかけているところです。

次に、若年者に対する活動でございますが、昨年の参議院議員通常選挙は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた初めての選挙でございますが、新たに投票を行う18歳、19歳の方に対し投票所入場券を送付する際、投票方法や投票を呼びかける案内文を同封したところであります。また、昨年9月には、選挙に対する意識啓発として市内小中学校、高校への働きかけも必要と考え、児童会、生徒会の役員選挙における投票箱や記載台などの選挙物件の貸し出しや出前講座の案内を行い、選挙をより身近に考えてもらおうと取り組んだところです。選挙管理委員会といたしましては、有権者一人一人が選挙制度を正しく理解し、主権者として一人でも多く投票していただくことが極めて重要なことだと考えておりますので、投票率向上のための取り組みを継続し、また既存の取り組みにこだわらず、検討しながら効果的な活動を行ってまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから2点目以降のご答弁をさせていただきますと存じます。

過去の投票行動の分析の実施と対策についてでございます。昨年の参議院通常選挙は、選挙の投票年齢が下げられたこともあり、選挙執行後に年代別の投票率を手作業で集計したところでございます。選挙区で申し上げますと、投票率は62.58%で、投票者数は9,655人でありました。傾向といたしましては、新たに投票することができることとなった18歳、19歳の投票率は52.88%で、全道都市において2番目に高い投票率となったところでございます。また、年代別で見ますと、投票率が高い年代の上位は70

代が74.6%、次いで60歳代が72.1%、50歳代が64.8%となっており、一方投票率が低い年代は20歳代で45.9%、30歳代で51.1%、40歳代が59.6%となっております。投票率の向上対策は、全年代に対し啓発活動を行ってまいりますが、20歳代、30歳代の投票率に課題があるものと認識しておりますので、今後どのような方策が効果的であるかを検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、(3)特定の世代や障害を持った方など各自の特質に合った投票所等のあり方についてでございますが、当市の投票所は現在広報区を基準に18の投票区を設定し、投票所はそれぞれの区域内の学校などの公共施設、町内会館、集会所など、生活圏に非常に近い施設で投票することができる環境の保持に努めているところでございます。公職選挙法の改正に伴いまして、各自の特質に合った投票環境向上のための施策として、先進地では自宅と投票所間のバスやタクシーでの送迎、投票所の設備を備えた車両による地域の巡回、投票区域を指定しない商業施設での共同投票所の設置など、工夫した取り組みを実施しているところでございます。これらの施策は、新たな投票システムの構築など、経費などの増加が発生するものであり、当市にあっては投票所につきましては現行の体制を維持した中で運営してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(4)災害時の投開票や選挙事務対応についてでございます。選挙の当日に地震、火災、水害、吹雪などの天災を初め、避けることのできない事故によって投票所を開設することができない場合、または選挙人が投票することができない場合には、公職選挙法の規定に基づき、当該選挙を管理する選挙管理委員会はさらに別の期日を定めて選挙人の投票を行わせる繰り延べ投票を行うこととなっております。天災等の状況が繰り延べ投票の事由に該当するかどうかの認定は、衆議院、参議院の国政選挙または北海道知事、道議会議員の選挙は北海道選挙管理委員会が行い、市長及び市議会議員選挙については当委員会が行うものでございます。選挙は、一旦告示された以上、その告示で定められた選挙の期日に必ず行うべきものという原則があり、選挙期日を繰り延べるかどうかの判断は慎重に行われるべきものでありますが、選挙の当日、または選挙期間中に地震や水害などの天災が発生するということは非常事態であり、選挙人の人命が優先されるべきものでありますから、そのような事態が生じた場合には当委員会においても繰り延べ投票の措置をとることといたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(5)の選挙管理委員会として今後の教育委員会等との連携や具体的な啓発の考えについてでございますが、冒頭に委員長が申し上げたとおり、投票率の低下と若者の選挙離れに対応するため、選挙をより身近に感じることができるよう、各学校に対し、子供たちの発達段階に応じた取り組みが必要であると考えているところでございます。昨年度は、当委員会からの選挙物件の貸し出しの案内に対し、中学校で2校、小学校1校で貸し出しを行っており、ご案内の際にはあわせて選挙の出前講座の開催についてもお知らせ

せしているところでございます。出前講座の開催につきましては、各学校の要望に応じ、対応してまいりたいと考えているところでございます。これらの取り組みは、今後においても教育委員会を通じ、各学校の協力をいただきながら継続して行っていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私のほうから大きな2、中学校における部活動支援についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）部活動指導員の導入の考えについてであります。部活動につきましては学習指導要領の中で学校教育活動の一環として位置づけられており、市内中学校の現状として、学校内の教員を顧問として複数配置し、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するよう取り組んでいるところであります。今般国は、中学校などにおいて地域のスポーツ指導者らを活用しやすくするための環境を整え、教員の負担軽減につながることを目的として、部活動指導員の制度を導入する内容で学校教育法施行規則の一部改正をし、本年4月1日より施行したところであり、この改正は既に市内中学校に対して周知をしております。部活動指導員は、学校の部活動において校長の監督を受け、スポーツ等の教育活動に係る技術的な指導に従事するものであり、その職務として部活動に係る実技指導、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動の引率等を行うとともに、部活動中の日常的な生徒指導に係る対応を行うことも想定されているところであります。当市においては、中学校における生徒数の減少に伴い、一部の部活動では継続的な活動について困難な状況が想定されるとともに、教員数も減少することで顧問としての負担の増加、指導内容における専門性の低下も懸念される状況にあります。部活動指導員は、教育現場からの要望に基づき任用するものであります。その適任者を発掘することが課題であるとともに、生徒や保護者、部活動に携わる関係者の理解を得ることも不可欠であります。現在中学校側からの部活動支援についてのニーズ、相談等はない状況ではあります。今後とも部活動指導員の導入について中学校側とも十分に協議を行い、制度の活用を含めて部活動の指導体制の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、（2）スポーツ振興を意識した部活動の指導に係る地域おこし協力隊員の活用についてであります。地域おこし協力隊につきましては都市地域から過疎地域等へ生活の拠点を移し、地域おこし支援や住民の生活支援などの地域協力活動を行う者を募集、採用することで当該市町村への定住、定着を図る取り組みであります。教育委員会といたしましては、新たな視点である地域おこし協力隊を活用して学校の部活動支援に取り組むことにつきましても、今後引き続き中学校側と協議を行っていくとともに、他市町村における効果的な導入事例についても調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 (登壇) それでは、私のほうから大きな3の市立病院の診療体制と地域医療連携についてご答弁申し上げます。

当院は、中空知2次医療圏において高度急性期、急性期の医療を提供する中核病院の役割を担っております。また、中空知地域においては回復期機能を持つ病床が少ないことから、地域包括ケア病棟を平成26年11月より開設しており、在宅復帰を目指す患者さんから高い評価をいただいているところであります。そのような中、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営のもとで不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的にできるようにすることを目的に、砂川市立病院改革プランを策定しております。本プランの中では、課題の一つとしてかかりつけ医機能、在宅医療機能を担う医療機関が少ない状況であり、医師を初めとするスタッフの疲弊を招かない対策を講じる必要があるとしているところであります。当院の現状としましては、急性期や回復期の役割のほか、市内の診療所などの状況から、かかりつけ医としての役割、在宅医療を提供する役割、在宅療養を支援する役割など多岐にわたっており、医師も限られた人数の中でその対応に追われているところであります。また、外来機能の中でも特に内科や整形外科などは、医師1人にかかる負担がふえることを危惧しているところであります。そのような中、病院の取り組みとして、診療所などにはかかりつけ医の登録をお願いするとともに、患者さんにはかかりつけ医を推奨しているところであります。しかしながら、市内には診療所も少なく、開業医も減少していることから、当院以外でかかりつけ医を持つ患者さんはなかなかふえていかない状況であります。

ご質問の市とどのようにして連携を図り、病院本来の機能が最大限発揮できるような環境づくりを整えて、患者さんに支障が出ないように地域医療連携の枠組みを維持、発展させていこうと考えているのかについてであります。病院本来の機能が発揮できるような環境整備といたしましては医師の確保が第一だと考えており、引き続き医師確保のために道内3医育大学への働きかけや医療機器の整備、労働環境等の整備などの対策を講じ、常勤医師の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。また、地域医療連携の枠組みを維持、発展させていこうと考えているのかについては、現在の医療は病院完結型から地域完結型とされており、当院としても地域完結型を目指し、医療情報を共有する地域包括ケアネットワークシステム、砂川みまもりんくを構築したところであります。このシステムを連携の一つの手法とし、当院とかかりつけ医でしっかりと役割分担し、病病、病診連携を推進するとともに、退院後に在宅に戻るといふ生活を重視した中では医療介護連携を図っていかねばならないと考えております。このため、今後も市や医師会などと協議し、砂川市の医療、介護、福祉との連携について維持発展させてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質問に入りますけれども、まず其田委員長、答弁に出てきていただいております。私の調査ですけれども、砂川が町時代あるいは市に移行してから、選挙管理委員長が議会の本会議で答弁に立つというのは多分初めてのことであろうと。我々議員も独立した行政委員会の長の皆さんに一般質問はできるのですけれども、なかなかテーマを見つけて質問するのが難しいと。昨年ですか、18歳の選挙権が付与されるということで非常に大きな改革があって、これからの未来を担う人材がどんどん選挙権を行使できていくようにするためにも選挙管理委員会の役割というのは非常に重要なものになってくると思います。先ほど委員長から力強い所信をいただきました。今までの取り組みに加えて、やっぱり時代も環境も変わっていきますから、ぜひとも委員長の強いリーダーシップのもとに新たな取り組みも取り入れられるものは取り入れていって、やっていっていただきたいと思います。

それから、(2)の先ほどの投票行動の話が出ておりましたけれども、これは先ほどの答弁では各年代別の投票率の現状というようなものが分析されているということなのですが、昨年参議院選挙があったときの投票行動の分析ということでありますけれども、私も砂川市の選挙管理委員会の事務局から砂川における投票率の現状のデータをいただきまして、見るとやはり投票率が横ばいか微減傾向にあると。こういった分析というのは、衆議院選挙は解散時期等がいつになるかわからないので不透明ですが、参議院選挙や市長選挙、市議会議員選挙といったようなものは3年に1度や4年に1度と必ず節目、節目に訪れるわけでありますから、その辺の分析というのはどこかピンポイントでやるのではなく、今後は継続的にやっていって、その都度委員会の中で新たな啓発活動や対策というのを考えていくべきではないのかなと思うのですけれども、その点についてどのようなお考えなのか。先ほどの答弁の中ではどうやら今回初めて行われたようで、スポット的に行っているのかなと思ったのですけれども、その辺の考えについて再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 一昨年の参議院選挙の部分で細かくということで、手計算という作業で投票率の傾向について確認させてもらった結果を先ほどご答弁差し上げたところでございまして、議員さんおっしゃるとおり、微減、それから横ばい傾向の投票率というのは国、地方も含めて同じでございまして、政治課題が大きいときには若干投票率が上がったりする傾向はあるのですけれども、おっしゃるとおり若干低くなってきているのかなと思っております。この後の分析につきましては、選挙と選挙の期間が比較的あけば、それらの手間についても業務的にはやっていけるかなと思うのですけれども、選挙と選挙の間が短くなるとどうしても選挙事務への臨戦体制といいますか、業務的にはそちらに手が回らないということもございまして、また、機械でやるということになるとその分のコストがかかりますので、その辺を全体として検討しながら、決して投票率が

下がったままでいいとは思っておりませんので、研究等々は進めてまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 選挙というものは、先ほども言いましたけれども、特に参議院選挙や地方選挙は3年に1回、4年に1回といったようなことが確定していますので、毎選挙ごとでなくても、10年の間に2回はあるわけですから、その中で1回は必ず検討するというようなことも考えていったほうがいいのかなと思うのですけれども、その辺もう少し検討の余地はないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 確かに参議院選挙というのは3年に1回ありますので、定期的にチェックできる間隔であるのかなとは思いますが。今ほど私も答弁しましたとおり、参議院選挙から次の選挙までの間に、参議院選挙はあるのですけれども、中に地方選挙が入っていたり、衆議院選挙が入ったりという期間が短い場合はなかなかできないというのがあるのですけれども、遡及して期間があいている間にそういう調査をするということは可能かなと思っておりますので、今後時期を見ながら検討して、その辺の分析も進めてまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 国政選挙はどうしてもメディア等の影響によって、風が吹けばこの田舎であっても投票率の変動の要因というのは大きいのがあられるかもしれませんが、身近な地方選挙というのは割と安定しているところもありますので、その辺は事務局の中でマンパワー不足というのは私も理解しておりますので、でき得る体制になれば、それから調査の必要性があれば、ぜひ調査を行っていただきたいと思っております。

それから、(3)番目でありますけれども、これはあらゆる世代の方が権利を行使できるようにするというのは非常に重要なことだと思います。幾つか、先ほどは現行18の投票所を開設しているところを今のところ見直す予定はないというお話でしたけれども、投票所の見直しというよりは、私は2つほど提案したいのは、1つは今現在砂川市では身体障害者であっても、知的障害者であっても、投票する際に投票所に来るときに何らかの助成といったようなものは行っていませんが、全国の自治体を見ると、複数の自治体ではそういった投票所に来る方に介護ハイヤーですとか、タクシー代を支給して投票を促しているケースもあると。あるいは、移動投票所ということで、ハイエースみたいな車両を借りて、期日前投票でありますけれども、期日前に何カ所か回って、住民の皆さんの近くに投票所のほうが寄っていくといったような取り組みをしている例があります。一番先進的なのは、昨年島根県の浜田市で移動投票所が導入されましたが、ことしの4月には大阪府の千早赤阪村、それからもう決定していることでもありますけれども、宮崎県の都城市で移動投票所を導入するというで決定しておりますので、今後は交通弱者対策も考えるとそ

ういったようなことをやっている例がふえてきておりますので、それも検討するに値するかなと。期日前投票がふえれば、全体の投票率が向上していくわけでありますから、やっぱり大事な1票を多くの市民の皆さんに行使してもらうためにはそういった取り組みも必要かなと思いますけれども、今2つの先進的な事例を挙げましたけれども、そういったような取り組みについてどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 議員ご指摘のとおり、先進地ではそれぞれ送迎のタクシーを活用した事例とかがあるのも存じ上げているところでございますけれども、今現在砂川市的にはそこまでの考えはないのですけれども、投票機会をしっかりと与えるということは投票率向上には必要なことだと思いますので、しっかり研究してまいりたいとは思っております。ただ、やはり経費の部分、それから公平な選挙の部分でどうなのかというところもあるかもしれませんので、その辺も含めて研究させてください。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 特に移動投票所というのは、お年寄りがふえてきて、どうしても投票所に行くのがおっくうになっていたり、投票日の天候次第ではお年寄りの方は外に出るのがおっくうになる方もいらっしゃるかと思います。ですので、投票日に投票してもらうのが大原則でありますけれども、制度として期日前投票があって、その期日前投票にはどこの自治体も投票率の低下や微減傾向を嘆いて移動投票所を開設すると、こういったようなことに対しては国も積極的に推奨しているわけではありませんけれども、だからといって国も手をこまねいているわけではなく、そういったような活用事例ということで総務省の選挙管理委員会のホームページに掲載されているですとか、そういったような新しいことをやっていかないとなかなか投票率の向上にもつながっていきませんし、投票率の向上という数字の向上が目的ではなく、大事な権利の行使をしてもらうといったようなことに主眼があるわけであって、であるならば権利者の立場に立って、権利行使しやすい環境をつくっていくというのは非常に大切なことだと思いますので、これも始まったばかりの取り組みですから、いろいろと今後不都合等が出てくる可能性もあります。ですので、今回は情報提供という形ではありますけれども、ぜひとも先進的な自治体の取り組みを参考に、それを砂川市流にアレンジして、少しでも砂川市民の皆さんの投票率が上がるように、そして大事な選挙権が行使できるような取り組みを考えていただきたいと思います。

次に、(4)でありますけれども、災害の関係は余り、今までは大災害が起こることはないだろうという希望的な観測できていたわけなのですが、2011年、統一地方選挙の年ですけれども、その1カ月前の3月11日に東日本大震災が発生しました。あのような激甚災害になると、国のほうで特例法をつくって選挙の繰り延べというようなことを行いますが、そうではなく熊本の地震でも大変な被害が出たのですけれども、熊本の地震のときもちょうど熊本の地方で選挙があったりですとか、いろいろと選挙事務に絡むようなケ

ースが発生したと。最近では災害対応マニュアル的な、災害が発生したときの投開票事務についての事例集というか、事例を蓄積したようなものが市販をされていたり、あるいは総務省のホームページにまとめられていたり、いろいろと参考になる例も出てきています。幸いにして砂川はそういう災害時に選挙期間中や投開票当日を迎えることはなかったのですけれども、ただそれも自然災害ですから、いつ何どき砂川に襲ってくるかわからないと。

先ほど答弁にあったように、確かに今の砂川市の選挙管理委員会の体制が十分かといえ、これはどこの小規模自治体も同じ悩みを抱えています、非常に体制は脆弱であると言わざるを得ません。ですが、答弁にもあったように、原則一回告示をして告示日に投開票をするというのは大原則でありますから、余りにも選挙を繰り延べるとまた住民の生活にも支障が出たりしますので、その辺もほかの自治体の例を参考に、被害に遭われた自治体の方には大変申しわけないのですけれども、先例として情報収集をし、砂川市としてそういったようなことが起こった場合の具体的な対応的なマニュアルというか、指針というか、それは災害によってころころ変わるものですから、そのとおりにいくかどうかはわかりませんが、今の何もない状況からは何がしかのものをつくっておいたほうがいいのかなとは思いますが、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 天災時の対応でございます。ご案内のとおり、ホームページ等々で苦勞された自治体の事例等々も出ておまして、うちの担当のほうも十分その辺は認識しているところでございます。国の選挙でありますと、その地域だけを繰り延べしてしまいますと当選の可否についての影響というのがあったり、投票行為にも影響するという問題点があるのではないかと私個人的にも思っております。ただ、投票所、それから開票所、そこが避難所になっていたり、それから自治体職員が天災に対する災害対策に当たるに当たって、投票所の運営についての人員の問題、非常に多岐にわたる問題を抱えているというのが参考文献等々を見るとわかっていくところでございます。その場になって慌てないよということとは私ども事務局としてもしっかりと考えていかなければならないと思いますし、もしあったときの対応についても柔軟に対応できるようなやわらかい頭で、お手伝いいただける範囲等々も考えながらこの後の業務を進めてまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 本当に災害っていつやってくるかわからないので、そういったようなものの備えはしておけば、その備えどおりにはいかないかもしれませんが、何もないよりはいいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それから、選挙管理委員会の最後ですけれども、教育委員会との連携の関係であります、これは委員会の所属がえがある前に、今年の7月の総務文教委員会で教育委員会のほうには主権者教育という形で伺っていて、そのときに今現在選挙管理委員会と特別に連携

をしていることはないというお話があったのですが、先ほど答弁の中で18歳選挙権になって、各生徒会選挙、児童会選挙に投票箱を貸し出すとか、あと出前講座があればその周知をして、学校現場でしてほしいという声があればそれに伺うというような話もあったのですけれども、ちょうど平成30年に学習指導要領の改訂が予定をされていて、そこでは、恐らくですけれども、当時の答弁では主権者教育にかかわってもっと踏み込んだ話が入ってくるのではないかというような答弁がありました。18歳に選挙権が引き下げられましたし、今中央のほうでは成人そのものの年齢を18歳に引き下げようかという議論も出ていますので、そういったようなことがのる可能性が極めて強いと思っております。

であるならば、18歳になったからいきなり選挙権を行使してくださいといっても、そこに至るまでの過程でしっかりと主権者教育がなされていなければ、判断をするに当たってはなかなか難しいのかなと。先進的な自治体では中学生のうちから、なぜ選挙が大切なのか、皆さん方が持っている権利がどういうものなのか、その裏側にある義務はどういったものなのかといったようなことをしっかりと教える。教えるに当たって、どちらが音頭をとるというわけではありませんけれども、選挙管理委員会と教育委員会が、そして学校現場が、この3者が共通の認識を持ってしっかりと相互に啓発、教育活動を行っている例もあります。先ほど登壇したときに、1回目の通告の質問を読み上げたときに選挙公報の話もしましたが、これも実は総務省のホームページに、全国のいろんな教育関係者や現場の学校教員が主権者教育用の教材をみずからつくって、その優秀例といったようなものが総務省の、正式名称は忘れましたが、中央選挙管理委員会ですか、そのホームページ上に上がっております。ですので、先ほども言いましたけれども、どちらが音頭をとるというわけではありませんが、今まで連携がなかった部分をもう少し情報交換を密にして、学校現場の意向もあるかもしれませんけれども、学習指導要領の改訂も見据えて選挙管理委員会として教育委員会とタッグを組んで砂川の子供たちに主権者教育の大切さを教えていくべきではないのかなと思うのですけれども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘君 関係機関との連携ということで、教育委員会、小中学生を中心ということかなと思っております。先ほど答弁申し上げたとおり、投票箱の貸し出し等々をやり始めております。新たな学習指導要領でそういうようなお話ということがあるようでございます。選挙管理委員会では、一定程度お願いする立場かなとは思っておりますけれども、やはり学校現場が第一だと思いますので、その中で投票率向上に向けての活動が私どもでできるのであれば、ぜひ協力を願いながら進めてまいりたいと思っておりますし、逆に無理強いをして教育現場を混乱させることがないような部分も十分考えながらいかなければならないと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 行政の方は慎重な方が多いので、どちらも譲り合いの精神になろうかと思うのですが、それも大切なことではあります。一回は、学校現場に直接というよりは、当然間に教育委員会がありますので、そういったような話し合いをした中で、今局長の答弁もありましたけれども、押しつけになってもいけないわけですから、その辺のバランスって難しいとは思いますが、ぜひとも新たな取り組みとして砂川モデルになるような取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

次に、大きな2点目でございますけれども、部活動指導員の関係であります。実はこれも総務文教委員会の中で取り上げたことがあるのですが、砂川市内の中学校の保護者の方から、石山中学校、砂川中学校、2校ありますけれども、その学校一つではチームを持った部活動がつかれない部があるというような相談を幾度となく受けたことがあります。先ほど学校からはそういう話がないというお話でしたけれども、国も教員の負担軽減だけではなく、全国の学習、学力、それから体力調査の中で最近のお子さんたちというのは体格はしっかりしておりますけれども、体力は低下している傾向にあるということで、スポーツ振興にも力を入れていこうと。これからラグビーのワールドカップもあります。オリンピックもあります。パラリンピックもあります。そういったようなスポーツ全体が日本で盛り上がっていきこうという中において、教員の負担軽減と同時に、国も部活動指導員という制度を制度化したわけですから、ぜひとも学校現場だけではなく、保護者の皆さんに直接アンケートをとるとか、そういったようなことをして意向調査をされたほうがいいのかと思うのですが、その辺のお考えをまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ただいまご質問をいただきました後段のアンケート調査という保護者の意見の関係でございますけれども、まずこの制度の背景には、学校教育活動の一環という位置づけが部活動にあります。さらに、学習指導要領の中で教育課程に関連が図られるよう留意することということがございまして、教育現場という子供たちの教育の現場の部分ですから、この部活動指導員につきましては学校の経営の中でも必ず教員をつけて部活動を運営させると、共通して今そういう流れとなっておりますので、これにつきましては1回目のご答弁で申し上げましたとおり、保護者の声を聞くということよりも、学校の現場サイドでの指導員のあり方、そして今後の活用という部分については十分学校と協議をさせていただきたいというふうに市教委としては考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 どっちが主になって、どっちが従になるかという話だと思うのですが、学校って教育現場でもありますけれども、部活動も非常に重要な教育の場であると思っております。一方で、学校の先生も何から何まで業務を抱え込んで過労死してしまう先生がいらっしゃるということも聞いておりますので、その負担軽減ということも大切ではありますけれども、であるならば、少なくとも先ほど1回目のご答弁の中で中学校から今

のところニーズ等の相談はないという答弁もありましたし、今も同じような答弁がありました。学校現場としてはそうかもしれないけれども、保護者は保護者として部活動を学校につくってほしいという声も出てくるかもしれないので、それはそれで別に考えてやって、さらには担当の教員も張りつかないと部活動というものはつくれませんが、今回の部活動指導員は、教員は部長みみたいな扱いであって、実際の顧問に部活動指導員が就任できるということにもなっているそうですので、そうすれば実際的に試合とかの引率も含めて、日常的な部活動の監督も含めてですけれども、部活動指導員の方が実際にはメインになってくるのかなというふうに思いますので、その辺バランスをとる上でも、再度お伺いしますけれども、学校現場だけではなく、保護者の皆さんの考えというか、意向というか、そういったようなものもぜひとも聞いていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 部活動指導員制度につきましても学校側からの意見は聞いております。その中で、議員さんのおっしゃられた保護者の方の要望という部分もございませうけれども、これにつきましてはまず最初には学校現場の必要性というところに私たち市教委としては協議の観点を置きたいと考えておりますし、顧問につきましても今現段階で部活動指導員が顧問になることは可能です。ただし、今中体連の大会開催規定の中では正式な地区大会、全道大会、全国大会は必ず教員という規定のままに今なっておりますので、その辺も中体連事務局のほうで今後国の制度の改正に伴って協議がなされるという情報もありますから、その辺も見据えながら、まずは学校現場との協議を一番最初に進めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 そもそもこの制度そのものが本格稼働したのが今年度に入ってからで、1回目の答弁で出てきたスポーツ庁の通知だと思っておりますけれども、それもことしの3月になって出ているものですから、まだ制度の草創期ではあります。ですので、いろいろと今の段階ではなかなかなじみのない制度でありますから、難しいのは承知しておりますけれども、一方で誰のための学校かといったようなこともやっぱり考えないといけないので、その辺、これも陳腐な言葉になりますけれども、学校教育現場の教員側のほうと保護者側のほうとバランスを失してはいけないと思っておりますので、その辺も十分配慮していただきたいと思っております。

もし部活動指導員が難しいのであれば、もう一つの代替策として地域おこし協力隊という制度がありますけれども、これもただ単に外部の人間を入れるということになれば、生徒の安全確保上の問題とかいろいろ出てきますので、なかなか難しいのは承知しております。私は、昨年的一般質問ですか、農業と商業の分野、もっと限定をして地域おこし協力隊を入れたらどうかという話をしましたが、今回の地域おこし協力隊も、例えば近隣の北海道教育大学の岩見沢校は、芸術やスポーツに特化したスポーツのインストラクタ

一や体育教諭を養成するような課程を持っております。ダイレクトにそういった指導者、体育指導者を養成しているようなところに対して地域おこし協力隊の募集を働きかけていくとか、地域おこし協力隊という、ただ誰でもいいよではなくて、しっかりとそういう基礎的なトレーニングを受けているところに対する募集の働きかけをしていけば、これは部活動指導員にかわって地域おこし協力隊であっても十分その任にたえ得るのかなと思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今ご質問いただきました、例えば岩見沢の教育大学、インストラクターを中心にやられているというか、それを目指している学生さんもいるということで、それに絞った働きかけ等の例をいただきました。今回の国の部活動指導員の制度につきましては、基本的にスポーツ、文化等の専門的スキルだけではなく、生徒指導というある程度教員的な、そういう部分も対応した人材でなければというふうな内容も記載してございます。今ご質問いただきました部分でスポーツ等に限って言えば、文化もそうですけれども、専門的な技術があるという、そういう部分は理解いたしますけれども、最終的に生徒指導の事故対応も含めた中の人材の確保という部分でございますので、これについてはまだ先進事例というのは市教委のほうでも入手しておりませんから、これにつきましてはこれから先進事例を調査研究させていただいて、検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 そうはいいながらも、全国の例を見ると地域おこし協力隊を学校教育現場に入れている例もあって、まさに体育指導ですとか、私が見たのはサッカーの例でしたけれども、そういった例もないわけではないので、その辺も情報収集をすればいろんな解決策になるものが見出せるのかなと思いますし、通告書にも書いてありますけれども、中学校の段階では遅いと言われる方もいますが、それでも高校よりは中学校、中学校よりは小学校というふうになっていくかと思っておりますけれども、スポーツを一生懸命やって、全国大会や世界大会、夢は大きな話ですけれども、そういったようなものに出場する選手が出てくると、それは砂川に行ったらそういうトレーニングを受けられるのだということになりますし、きょうは触れませんが、砂川高校も過去の合併する前に砂川南高であっても砂川北高であっても特色のある部活動をやっているチームがあって、全国大会の常連だった部もあります。ですので、そういったような高校に進学するに当たっての母数がふえていくということにもなりますので、中学校における部活動支援というのは、本当はスポーツだけではないのですけれども、今回はスポーツに特化して言いますが、非常に重要なことだと思いますので、先ほどだとまだ先進的なものだから、なかなか解決策を見出すのは難しいし、よその自治体の情報収集をしてという話でありましたけれども、砂川においてもスポーツ振興は非常に重要なことだと思っておりますので、ぜひともこの

辺は学校現場といろいろと折衝もしていただきたいと思いますし、中学校における部活動の支援の重要性というのは、私は今後の子供たちが大人に生育していく過程の上で非常に重要なことだと思っておりますので、何とか部活動指導員でも地域おこし協力隊でも少しでも早く砂川市に導入できるように検討していただけないかなと思うのですが、教育長にぜひそのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。まず部活動指導員の導入の考え方、これは今津々ご答弁をさせていただいておりますが、学校現場の教員の負担減というのがまず大原則でございます。アンケートのお話もございましたけれども、例えば生徒さんに行ってみれば、小学校から行っているものであれば、これは本人でも、恐らく保護者の方でも中学校で続けさせたいと、そういうことで、各学校のほうには恐らくそういう要望は伝わっているとも聞いておりますので、それを踏まえての学校の検討ということになっていると思います。また、部活動の顧問の負担軽減については、例えば合同チームをつくるに当たっては、一つの学校が新たに部を創設しなければならない。その場合は、顧問をお願いしたとしても10割お願いできるということではありませんので、やはり何割かは学校あるいは教職員が負担を負うということになりますので、これをもし軽減させるとすると、一つの中学校で複数のそういった指導員を入れていかなければ、総合的に教員の負担減にはつながらないということがありますので、それからいきますと各学校においても十分にそれは考慮しなければならない。

それから、答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、少子化というのが今もどんどん進んでおりますので、少なくとも今の中学生、既に小学校の1年生に入ったところぐらいまでは、どれぐらいの方が入学してくるのかというのは状況が大きく変わらなければ現状のまま、あるいは微減で推移していくということになりますので、大きな団体競技の場合は今後指導員以外に生徒さんを2つ合わせてもできるのか、できないのかというのが非常に重要な問題になっておりますので、そここのところは総合的に勘案をしなければならないと思います。ただ、制度として既に成立をしておりますので、情報は少なくとも中学校と共有をさせていただき、もちろん情報提供もさせていただきますし、必要があれば教育委員会としても協議はさせていただきたいと思っておりますので、今後においても少なくとも地域おこし協力隊についても調査研究をする、あるいは中学校との連携は密にしていくという流れの中でこの関係については考えてまいりたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 ぜひとも一日も早くそういったようなことができたらいいなと思っておりますが、今言われた課題も私は十分承知した上で質問しておりますので、どっちが100かゼロかという話にはならないかと思っておりますけれども、一番いい解決策を模索していただきたいと思います。

それから、最後に大きな3点目で市立病院の関係でありますけれども、今も一生懸命皆さんはやっていらっしゃるのですが、ただ私が心配しているのは、1次医療的なことも市立病院はやっていきますけれども、本来の機能はそうではなく、高度急性期の医療を担うということで、診療報酬の単価もそちらのほうが圧倒的に高いと。それで、答弁でもあったように内科や整形外科が代表的なものでありますけれども、こういった先生の業務負担というのはすごく大変かなと思っておりますし、医師がどんどん確保できる状況であればその問題は解決できるのですが、医師確保にはどこも四苦八苦していると。そうなれば、やっぱり機能分担、病院完結型から地域完結型ということで、確かに中空知の圏域で考えると近隣の滝川市にも個人医院はいっぱいありますが、砂川が医療のまちを標榜するのであれば、私は砂川市内にもかかりつけ医が多くあったほうがいいのかと思いますし、その辺は病院の事業管理者や院長とお会いしたときも、そういったようなものがあったらいいよねというような話は内々には伺っております。あと、医師会との関係もあって、砂川の場合は空知医師会、会員はほとんど市立病院のドクターが入っているかと思っておりますけれども、当然砂川市内で開業されているお医者さん等もその会員として入っていらっしゃると思いますので、今のままの状態ですと本当に地域完結型の医療体制が安定的にやっていけるのかどうかといったようなところの不安もあると。3月の議会でも聞きましたけれども、市内の開業医の方もどんどん高齢化等の影響があって閉院するところも出てきていますので、病院のドクターが先ほど空知医師会の会員に多いということもありましたので、その辺の内情等も含めて、もう少し病院のほうでも役割分担の徹底が必要かなというような話がどうドクターや医療職と共有されて、なされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局審議監。

○病院事務局審議監 山田 基君 お答えいたしたいと思います。

まず、今空知医師会のほうのお話も出ておりました。私たちのほうも医師会の事務局のほうとかかりつけ医の関係、そういうことでもいろいろお話をさせていただいております。医師会としても、開業医の先生方が今は高齢化しているということ、実際に診療所も1つ減っているわけでごさいます、そのままだと将来的には不安だというようなこともおっしゃっていました。また、ほかに市内の診療所の中では往診をしてくれる先生が1人しかいないということで、その先生が今はいいのですけれども、例えば往診ができなくなったとき、そのときにどうしていくかということが課題だというようなお話も医師会のほうではされているというところなんです。あと、うちの病院としてもかかりつけ医というものを推奨しているというところなんです。そういう中で、かかりつけ医が少ないと、現状もそうですけれども、1次医療の患者さんがたくさん来て、ふえて、先ほど内科、整形と答弁させてもらいましたけれども、診療科によっては医師が疲弊してしまうと、そういうことは心配しているような状況でございます。

地域完結型医療というところで考えますと、医療と介護、そちらの連携も必要ですし、

もちろん医療連携、病病、病診連携を行っていく上では連携先のクリニック、かかりつけ医というものは多ければ当然いいとは思いますが。ただ、そういうクリニック、診療所とか病院がふえるにしても、ただふえればいいということではないと思っています。当然のことながら、来ていただけるところがあるのであれば、行政、市ですね、行政とか医師会もそうですし、当院、あとは在宅に戻るということであれば介護、そういうほうときちんと連携が図れるような、そういうクリニックでなければならぬと思いますし、そういうクリニックが来てくれるのであれば有益なのかなというようには考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 私は最後に市長に聞きたいのですけれども、問題意識は非常に市長と共有していると思います。ただ、考え方が違うところもありますけれども、3月の議会で私は開業医誘致の条例をつくったらどうかというようなことを聞きましたが、あれは一つの例示であって、条例でなくてもいいのです。ただ、砂川市立病院を維持していく上で、近隣の滝川市に開業医があるからいいではなくて、砂川市内の開業医も非常に重要な役割を担っているわけでありますから、何がしかの制度として開業医の方に来ていただく、非常に難しい命題だとは思いますが、どんな制度がいいのか、どんなことをしたら来てくれるのかというような話し合いというものはしっかりと今のうちからやっていかないと、そして制度をつくっていかないといけないと思うので、今病院の抱える課題の話もありましたけれども、ぜひとも市長にその辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 個別な問題は、私は専門でないものですから余り詳しくはご答弁できないのですけれども、私が考えるに砂川市立病院は、第3次医療の救命救急センターでありながら、うちの市立病院の役割は高度医療をやる病院、そういう位置づけをされているわけですが、残念ながら過疎地にあるために高度医療から在宅医療まで、慢性期までを賄わなければならないと。地域包括ケア病床を持ちながら高度医療をやる3次医療圏の救命救急センターを持っている病院は、全国でも砂川が第1号、初の試みだと思うわけでございます。砂川市立病院に来る患者の6割は市外からと。市外から来る方は重複の病気を持っている方、または急性期の方がほとんどだと思うのですけれども、それは1つには病院の経営にとってはプラスに働く、地域の人たちにとっても非常に近くにあるから利便性が高い。片や一方、そのことで特定の医師、内科等については過大な負担がかかっていると。余りこれを放置してしまうと、全道でも例があるのですけれども、ある日医者が引き揚げられてしまうと、そういう厳しい状況にあること自体については私自身も十分に認識しております。ただ、今国のほうでは制度改正が急速に進んでおりまして、その一つについては診療報酬を下げながら医療費を上げないようにすると、それは国の会計を守るための手法だと思うのですけれども、それが地方の病院にすごく大きなしっかかってきていると。幸いにも砂川市立病院は黒字できておりますけれども、これがいつ

まで続くかというのは誰もわからないことであり、どこまで国が目指しているかというのは、私自身も国の制度改正を見なければわからない。毎年変わってくるものですから。

そんな状況の中で私が思うのは、役割をしっかりとすれば、中空知というのは医療が一番恵まれている地域と言われております。それは、各市でそれぞれ市立病院を持っている。これが稚内であったり、根室であったり、道東、道北に行くと非常に医師の数が少ないと。ここは、すごく恵まれていると言われていた。しかし、どこも経営に苦しんでいる。その中で一体この医療はどうやっていけばいいのだろうかというのは、1つには国が目指しているのは医療再編であったり、役割分担をもっと明確にしなければならないというのが国の今の誘導策で、それは厚生労働省も総務省も同じ方向で動いている。総務省は何を言っているかということ、病院を赤字にして自治体が潰れるのは困る。自治体を守るためには病院を何とかしなさいと。厚生労働省は再編のほうで動いている。その真ただ中に今ありまして、その状況等を慎重に見きわめないと、簡単に動いてしまうと間違った道をいってしまうと。砂川市立病院が慎重かということ、私はそうではなくて、経営感覚というか、取り組みが、例えばうちは510床ぐらいの病床数がありましたが、500床を超えたところというのは大病院という位置づけがされていて、やっぱりそれなりの対応があるのですけれども、今は498床。なぜか。大病院の名前を捨てても経営的にすぐれたところ、診療報酬の点数のとれる体制をやっつけていこうと。それから、地域包括ケア病棟を全道で一番最初に導入したのも、そっちのほうで点数がとれると。経営と質の高い医療をマッチングさせるような方式でうちはやってきていると。すぐやらなければならないところはすぐ取り組むのですけれども、今医療再編の中でいろいろ動くときに、私は市内完結型でいくのがいいかどうかというのは難しいのではないかと認識を持っているものですから、武田議員が言われる課題については私も十分に理解しております。もう少し国の再編の動きを見させていただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 十分認識は共有しておりますけれども、市内のかかりつけ医がそのまま閉院していくのは忍びないので、この問題についてはこれからも随時いろんな動向を見きわめながら取り上げたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の質問を許します。

武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1点目として、鳥獣被害防止対策等についてであります。鳥獣による農林水産業に係る被害は、全国的に深刻化している状況にあり、砂川市においても特にエゾシカによる被害が際立っています。このため、砂川市では有害鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止の取り組みを推進しているところですが、持続可能な被害防止対策を進めていくためには、担い手の育成、特に第1種銃猟免許（散弾銃、ライフル銃）取得者の育成は大きな課題です。また、野生鳥獣肉は近年ジビエとして評価され、需要が拡大していますが、捕獲した鳥獣の処理についてはさまざまな課題があり、利活用が進んでいない状況にあります。そこで、以下の点について伺います。

（1）鳥獣被害の実態等について。

（2）担い手育成対策について。

①、市職員や農業団体の職員等を担い手として育成する取り組みについて。

②、地域おこし協力隊の活用について。

③、新たな負担軽減策の導入について。

（3）捕獲鳥獣の適正な処理及び食品等への利活用について。

大きな2点目として、エキノコックス症対策についてであります。北海道にはキツネが媒介する寄生虫症のエキノコックス症があり、感染すると数年から十数年の潜伏期を経て肝機能障害等の症状があらわれるとされています。また、近年市内ではキツネが住宅地に出没する現象が顕著となってきました。人口密度が高い住宅地にキツネが出没することは、本疾病の対策上憂慮すべき事態と言えます。このような住宅地に出没するキツネへの対策としては、これまでも生ごみ管理の徹底や追い払い等の対策が市民へ広報されてきましたが、こうした対策にも限界があります。そこで、以下の点について伺います。

（1）エキノコックス症対策の現状について。

（2）キツネの生息状況、虫体保有率等の調査の必要性について。

（3）キツネの駆除について。

（4）虫下し餌の散布等による対策について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から大きな1、鳥獣被害防止対策等についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）鳥獣被害の実態等についてですが、当市における有害鳥獣による農産物被害につきましては、特にエゾシカ及びアライグマによる食害が多く発生しております。エゾシカにつきましては、春には田植え直後の苗の食い荒らしや踏み荒らし、露地野菜での播種直後の若芽の食害や踏み荒らしが発生しており、秋には収穫前の水稻、露地

野菜、果樹等の食害と、ほぼ通年にわたり被害が発生しております。近年は、電気牧柵の普及により、電気牧柵を設置している圃場では被害が減少し、電気牧柵を設置していない圃場へ被害が集中する傾向にあります。アライグマにつきましては、平成17年ごろから急激にふえ始め、特に露地栽培のトウモロコシやスイカの食害が多く、近年ではトマトやカボチャにまで被害が及んでいる状況であります。また、ヒグマにつきましては、農作物の被害は報告されていませんが、近年ヒグマの目撃情報等が多発しており、中山間部等の圃場での農作業に支障を来している状況であります。

続きまして、(2) 担い手育成対策についての①、市職員や農業団体の職員等を担い手として育成する取り組みについてであります。本市における狩猟の担い手育成の取り組みにつきましては、狩猟免許試験手数料や狩猟免許取得予備講習料の全額補助による支援、広報すなごわや市ホームページ及び農業委員会だよりによる試験日及び支援内容等の情報提供、有害鳥獣対策連絡協議会による捕獲技術講習会の開催及び新規狩猟免許所持者を対象とした担い手育成技術研修の実施等の取り組みを実施しているところであります。市職員への取り組みにつきましては、本年度農政課職員2名のわな免許取得及び3名の動物駆逐用煙火消費保安手帳の取得を予定しており、今後も農業者及び農業関係団体に対し、狩猟免許取得に関する情報提供等を実施し、新たな有害鳥獣駆除の担い手確保に努めてまいります。

続きまして、②の地域おこし協力隊の活用についてであります。地域おこし協力隊は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の向上に資する活動を行うため設置されるものです。最長3年間の任用期間終了後は、地域への定住、定着を図る取り組みであることが重要であり、有害鳥獣の駆除だけの任用とした場合、任用終了後、狩猟、有害鳥獣駆除関係の仕事だけでの地域への定住は難しいものと考えております。また、任用される協力隊員のためにも、任用期間中から最終的な目標である地域での定住につながる活動をしていただくことが肝要であると考えているところであります。

続きまして、③、新たな負担軽減策の導入についてであります。猟銃による有害鳥獣の駆除をするには、第1種銃猟免許の取得に加え、北海道公安委員会から銃の所持許可を受ける必要があります。猟銃の所持許可申請等につきましては、初心者講習料、申請料、射撃講習料等で多大な費用がかかり、さらには猟銃、ガンロッカー及び装弾ロッカーの購入費、猟友会会費、ハンター保険料など、新規銃取得者の大きな負担となっております。現在本市では、狩猟免許試験手数料及び狩猟免許取得予備講習料の補助を実施しておりますが、今後新規銃猟免許取得者に対する新たな支援策についても検討してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、(3) 捕獲鳥獣の適正な処理及び食品等への利活用についてであります。本市における捕獲鳥獣の処理につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に

関する法律及び法律の施行に伴う留意事項についての通知に基づき、適正に処理をしているところであります。エゾシカは、搬出可能な場所で捕獲した場合には市の公用車で回収し、解体後火葬場で焼却処分をしております。山奥等での捕獲により搬出が難しい場合は、生態系に影響を与えないよう埋設することにより適正に処理を行っております。アライグマは、農業者からの捕獲の連絡により、農政課職員が回収し、火葬場で焼却処理をしているところであります。

次に、食品等の利活用についてであります。エゾシカの生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農業被害が増加する一方、地域資源として食関連分野で有効に活用することで結果として個体数調整につながるるとともに、新たな地域産業の創出及び地域振興に結びつくものと考えているところであります。エゾシカの処理加工施設の設置等につきましては、中空知定住自立圏構想推進協議会専門部会でも議題として協議された経過がございますが、安定的な原料の供給、設置場所、運搬経費、衛生管理及び施設の管理運営等、設置には多くの課題があり、処理加工施設の設置の協議は具体的には進んでいないところでありますが、現在浦臼町において鹿肉活用の可能性や処理加工施設の設置についての検証作業を実施していることから、浦臼町との情報交換を図りながら処理加工施設等についての調査研究等を通じてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな2、エキノコックス症対策についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）エキノコックス症対策の現状についてであります。エキノコックス症とは寄生虫の一種であるエキノコックスが原因で発症する感染症で、人にはキツネや犬のふん便内のエキノコックスの卵を経口接種することで感染するものであります。しかし、潜伏期間が数年から十数年と長く、肝機能等に自覚症状があらわれるときには病状が進行している可能性もあり、健康診断の受診により早期に発見することが大切であります。本市では北海道が定めたエキノコックス症対策実施要領に基づき、6月と10月の年2回、国保特定健診にあわせ、小学3年生以上の市民を対象に検診を実施しており、ここ数年受診者が増加し、平成28年度には51名が受診されているところであります。現時点においてエキノコックス症の感染を防ぐには、エキノコックスの卵を経口接種しないようにすることが大切であり、帰宅後の手洗いのほか、キツネの餌となる生ごみ等の適切な処理やキツネに餌を与えたり触れないことなどが大切なポイントとなります。このため、検診のお知らせや必要な知識の普及を図るため、広報すながわやオアシス通信などを活用し、感染の予防啓発に努めているところであります。

続きまして、（2）キツネの生息状況、虫体保有率等の調査の必要性についてであります。現在市では生息及び虫体保有率等の調査は実施しておりませんが、北海道ではエキ

ノコックス症対策の一環として毎年媒介動物における感染状況把握のための調査を実施しているところであります。この調査は、全道市町村より検体として提供されたキツネ、犬、タヌキについて解剖検査により虫体確認するもので、平成28年度には本市においてもキツネ1体を滝川保健所に提供しており、虫体保有はないことを確認しております。今後も北海道の調査を活用し、キツネの虫体保有の把握に努めてまいります。また、生息状況につきましては、市民からのキツネに関する連絡数が年々増加傾向にあるものの、キツネの個体数の推移など、正確な状況の把握は困難であります。多く出没する箇所への把握に努め、市民への周知及び啓発活動に努めてまいります。

続きまして、(3)キツネの駆除についてであります。キツネは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法により捕獲や採取等ができない保護の対象となっており、原則的には駆除ができない動物であります。しかしながら、生活環境及び農林水産業に係る被害の防止を目的とする場合は、必要最小限の範囲内で例外的に駆除することが認められており、現状では農業地域における農作物被害防止のため、農政課職員が箱わなを設置し、キツネを駆除しているところであります。また、農業地域以外の市街地でも、法により公道や都市公園、墓地等は除かれるものの、箱わなによる駆除が可能です。このため、広報すながわやホームページ等を活用し、キツネを寄せつけない予防対策やエキノコックス症について普及啓発に努めるとともに、生活環境に及ぼす被害の状況により、必要と判断される場合には箱わなによる駆除に取り組んでまいります。

次に、(4)虫下し餌の散布等による対策についてであります。キツネのエキノコックス対策として行われる虫下し餌の散布につきましては、現在道立衛生研究所などに確認したところ、道内では11市町村で実施されているところであります。この取り組みは、虫下し餌を食べたキツネの体内からエキノコックスの卵がふん便とともに排出されるとそのキツネの感染率が低下し、結果的に人への感染も抑えられると言われているものであり、本市といたしましてもこの取り組みは一定の効果があると認識しているところであります。これまでのエキノコックス症の感染者数や検診者数の推移、また平成24年度からふれあいセンターで毎年実施している検診において陽性反応を示した受診者が存在しないことから、現行の検診や啓発活動の取り組みが十分機能していると認識しているものであり、現時点では虫下し餌の散布を行う考えはございません。しかし、感染症は予想を超えて流行することもあることから、今後も検診の機会を設けるとともに、保健所など関係機関と連携を図りながら情報の収集や市民への普及啓発に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問してまいりたいと思うのですが、まず被害の実態の状況についてなのですが、春先、秋、年間通じてさまざまな被害があると

ということなのですが、全道的な被害の状況というのがどうなっているのか、特に空知管内の被害額です。よく統計をとっていると思うのですがけれども、全道的な被害額の状況と特に空知管内、この周辺の被害額の状況がどうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 鳥獣による被害額、全道のものと空知ということでございます。直近の集計で平成27年のものがございまして、全道的には平成27年の被害額は50億8,700万円、空知管内の平成27年の被害額は1億8,900万円となっております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それは恐らく農業者の方等が直接的な被害ということで自己申告された額だと思うのですがけれども、実際いろいろな方のお話を聞きますと、報告していないのだとか、例えば先ほど電牧柵の話がございましたけれども、それを設置するために本来使うはずの時間がとられているとか、あるいはどうせ被害に遭うのだから植えませんとか、砂川に限らないと思うのですがけれども、被害が多い地区なので、今後の新規就農なり、あるいは定住も難しいというような声も聞こえてくるのですがけれども、その辺の地元といいますか、地域の人たちの真摯な声というのは市のほうに届いているのかというのがちょっと気になるのですがけれども、その辺の率直な声というのはどのように伺っていますでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 被害額の集計につきましては、農業被害額ということでそれぞれアンケート調査にご協力いただくということで、それを集計しているということでございます。もちろんその集計に被害額を足されていない場合は、それは集計にはあらわれてきませんけれども、そういった話があるということはお聞きしておりますが、全道的な調査ということでございますので、数字としてはそれを指標にしながら、ふえている、減っているというようなところだと思います。実際には電気牧柵をされているという状況の中で、やはり被害は減っているということがあるのですがけれども、設置していても飛び越えてとかということもありまして、100%防いでいるわけではないのですがけれども、設置する前に比べますと被害は相当減っているということでございますし、鹿の被害があることで新規の話がなくなったということは聞いておりません。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 先ほどは農業被害ということで、今回は鳥獣被害ということで、農林水産業に関する被害ということでの金額だったと思うのですがけれども、農林水産業以外の被害も実際はあるというふうなことも聞いておりまして、私の友人が上砂川に住んでいるのですがけれども、砂川から帰るときに鹿とぶつかって車が大破したというような農業以外の

被害というのも実は多発しているのかなということ、鳥獣による被害というのはさまざまな方面で深刻なものが出ているのかなということなのですが、先ほどアライグマ、鹿、ヒグマということで鳥獣の関係の被害があるのですけれども、それぞれの害獣に対する対策方法と申しますか、さまざまなわななり、銃なりというようなやり方で対策していると思うのですけれども、それぞれの鳥獣に対する対策の方法というのはそれぞれ具体的にどのような方法で被害防止を進めているのかという、それぞれの害獣ごとの対策についてご報告いただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 対象としている害獣につきましては、計画の中で対応しようとしているものにつきましてはエゾシカ、アライグマ、ヒグマを対象としております。エゾシカにつきましては被害が直接的にあるということから、エゾシカについては緊急捕獲計画も作りながら、現在猟友会に委託しながら駆除していただいているという状況なのですが、エゾシカについては山の中に入っていくながら、それぞれ待ち構えたり追い込んだりしながら捕獲しているという状況にあります。アライグマにつきましては、わなを農家さんに貸し出しまして、そこで捕獲されたものを農政課職員が回収し、それぞれ処分しているという状況であります。熊につきましては、目撃情報に基づきまして、まずは注意喚起をしているのですけれども、余り目撃が頻繁にありました場合はそこにわなを仕掛けまして、わなに入ったものについて捕獲処分しているという状況にあります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 鹿については銃とわな、熊については銃と大きなおりのわなで、アライグマについてはわなを仕掛けるということだと思えます。

それと、先ほど電気牧柵の話が出ていたので、具体的にお伺いしたいと思うのですけれども、砂川市における電気牧柵の設置状況というのはどうなっているのかという具体的な取り組み状況について少しお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 電気牧柵につきましては、今は国の全額補助ということでございますが、平成21年度から平成26年度までに牧柵を設置した距離なのですけれども、約96.7キロメートルの整備を実施している状況にあります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 道東のほうとかへ行きますと山一つを柵で囲っているとか、地区全体を柵で囲っているというような事例があるのですけれども、砂川市における電気牧柵については例えば地区を全部覆っているとか、山一つから出られないようにしているとか、どういった設置状況で設置されているのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 砂川市の場合は、電気牧柵により農作物を守りたいという農家

さん単位で圃場単位で設置をしているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 全体的な対策を考えた場合、個別の農家さんというよりは、やはり地区ごととか、一定の距離をとった上で柵を設置するのが非常に有効な方策かなと思うのですが、その辺が砂川市で普及していないというのは何か理由があるのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 平成21年度当初、始まったときなのですけれども、そのときは国と市で補助をしておりましたが、一部自己負担、受益者負担というのもありまして、電気柵を設置することで利益が守られる方の負担もありまして、そういったことから設置したい方が設置するというやり方で進んでおりました。平成23年度からは全額国の補助になったところでございますが、やはりそのやり方を踏襲しておりまして、設置したい方がその範囲内で設置するというところで、普及の状況としましてはかなり進んでいると考えております。ただ、この国の制度は平成27年度から電気柵の補助要綱が変更されて、今までの単に電気柵を設置するということが補助対象外になってしまいまして、具体的には電気柵を設置するときにICT、情報通信技術を加味した電気柵の設置の仕方をしなければ対象とならなくなったことから、27年度以降それに取り組むという農家さんが今はあられていないという状況にあります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、仮にICTなり、恐らく個別の農家さんではなくて大きな規模で申請したいという、その地区の機運といいますか、賛同するような方がふえてくるような状況になれば、新しい補助要綱に基づいた補助金というのは申請できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 もちろんそういった情報については、農家さんにも情報提供しております。個人なり地域なりでそういう話があったときには、相談に乗りながら設置に向けた検討を一緒にしていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 仮にそのような要望があったら、ぜひ懇切丁寧に説明していただいて取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほどもありましたけれども、電気柵だけでは鹿等には限界があるというお話だったと思うのですが、そうしますとそこは最後のとりでといいますか、ハンターによる駆除ということになってくるということで、(2)の話につながるのですが、現状先ほどのお話ですと担い手対策ということで手数料全額を補助して、研修費用も補助しているという状況で、本年度も市の職員の方2名が受講されるということと、あとは要は火薬玉の手帳を取得するための研修を受けるということなのですから、これ

は要望になるのですけれども、せっかくの機会ですので、わな免許を取るのであれば、ついでにと言ったら変ですけれども、第1種銃猟免許についてもぜひ取っていただきたいと。といいますのは、試験日も受講日も同一でありますし、まとめて受けるとお得と言ったら変ですけれども、料金も割引されると。そして、さらに今後砂川市の有害鳥獣政策を考えた場合に、わな以外にも銃の知識があれば政策を考える場合の深みにつながるのかなと私は考えるわけなのですけれども、今回わなに限定しなければならないという理由はないような気がするのですが、その辺第1種銃猟免許の取得に向けた取り組みと申しますか、その辺の考え方をもう少し伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今のところ市の職員に対する補助というところまで踏み込んだ考えは持っていないところでございますが、もちろん猟友会の会員さんたちの高齢化ですとか、全体的に担い手が減ってきているという状況もあります。そういったところでは、そういった免許が取りやすい環境は今後検討していかねばならないかなと思っておりますが、一方で取った免許につきましてはある意味レジャーでも使えるというところもありますので、その辺につきましてはバランスを考えながら、今以上に鳥獣による被害がもっともふえてハンターの数が全然追いつかないとかという状況に、そういった背景があったときにそういった検討もされていくものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 まず、銃の免許までいくのは確かにいろいろハードルが高いとは思いますが、狩猟免許まではまだハードルが低いかなと思うのです。その先の公安委員会の話になりますと高額な費用がかかる等の負担があるわけですが、ただ現状狩猟免許を取ってもすぐ銃を取らなければならないという仕組みでもないところなので、そこは免許を取ること自体は有意義なことだと私は思っております。ぜひその辺は検討していただきたいということなのですが、先ほどハンターの高齢化の話ということも部長からご説明があったところなのですけれども、担い手の現在の一番の課題はハンター人口が減少しているということと高齢化が著しく進んでいるということなのですけれども、市のほうで全道の狩猟人口の動向と年齢構成等の状況、あるいは地元砂川におけるハンター人口、あるいは年齢構成等の状況がどうなっているかについて把握されているか、その辺把握されている状況をご存じでしたらご説明いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 狩猟免許所持者等の状況ということでございます。道内の狩猟免許所持者の推移ということでございますが、これも平成27年度までの数字しかございませんけれども、平成24年度、全道で8,152名、平成25年度8,396名、平成26年度8,491名、平成27年度が8,260名となっております。空知管内でいいますと、平成24年865名、平成25年が840名、平成26年が845名、平成27

年が806名となっております、全体の傾向としては減ってきている状況が見えております。あと、道内の第1種銃猟免許所持者の推移でございますが、こちらは全道的には平成24年6,421人、平成25年6,628人、平成26年6,715人、平成27年6,484人、空知でいいますと平成24年が486人、平成25年が496人、平成26年が500人、平成27年が472人ということで、こちらにつきましても総体としては減ってきている状況にあります。

あと、道内の狩猟免許交付者の年齢構成でございますが、こちらは網とか、わなとか、銃とか、複数持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、数字としては延べ人数になりますけれども、20歳未満が2名、20歳代が1,162名、30歳代が1,318名、40歳代が1,751名、50歳代が1,984名、60歳以上が4,784名ということで、60歳以上の方が43.5%を占めているという状況にあります。年齢が若くなればなるほど少ないという状況が見えています。市内の狩猟免許所持者の年齢構成ですが、市内で狩猟免許を所持している方は41名いらっしゃいます。20歳代が1名、30歳代が6名、40歳代が4名、50歳代が6名、60歳代が16名、70歳代が7名、80歳代が1名となっております、60歳代が39%、それ以降の年齢を加えますと約半分が60歳以上というような状況でございます。その中で第1種銃猟免許所持者の年齢構成ですが、これは31名になります。20歳代が1名、30歳代が5名、40歳代が4名、50歳代は3名、60歳代が10名、70歳代は7名、80歳代が1名というような年齢構成になっておりまして、狩猟免許を持っている方は41名で、第1種銃猟免許を持っている方は31名、10名につきましては農家さんでございまして、銃の所持の資格は必要ないということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、大ざっぱに言えば全道では4割以上が高齢者、砂川市においても半分近くが60歳以上、高齢者ということで、こうなるとハンター人口を維持するのはなかなか難しいということになっていくと思うのですけれども、私が強調しておきたいのは、単に射撃の技術を学ぶということであれば、浦臼に射撃場もございまして、そこで練習すれば射撃の技能というのは上がるのですが、それだけで何かできるのかとか、山へ行って鹿を撃てるのかといったら、なかなかそうはいかないというところで、射撃の技能と動物を狩るというのはまた別の話でありまして、それを総称して狩猟文化というのであれば、射撃とは違う。トータルで射撃とは異なる狩猟文化ということになろうかなと思うのですけれども、獲物を狩る、山に行って動物の気配を察するとか、そういった技能というのはなかなかネットとかデジタルで学べるものではなくて、アナログ的な技能ということになりますとベテランのハンターさんについて行って実地で学んでいくというような形でしか学んでいけないということになります。

そうしますと、現状非常に高齢化が著しいということになりますと、伝統文化といいま

すか、狩猟文化を継承していくというのはなかなか難しいということになりまして、北海道、国を含めて銃砲規制がかなり厳しいということで、一流のライフルマンになるには10年以上時間を要すると、その間にどんどんベテランのハンターさんがいなくなって、狩猟文化がすたれていくのではないかというような危機感が強いのかなと。その辺の担い手育成ということは、単に鉄砲を持っている人をふやすのだということではなくて、そういった伝統技能といいますか、狩猟文化を継承していくのだという側面もあるということで、その認識を持ちながら話をしていきたいと思うのですけれども、先ほど市の職員の方の対策ということで、現に市の職員の方でも取られている方がいるというような話もあるのですけれども、誤解がないように言いたいのですけれども、農政の担当者だからといって必ず狩猟免許を取って、あるいは銃の取得まで進めるべきだと私は言うつもりはないのですが、動物を狩るということについてはいろいろな考え方もありますし、個人の状況、いろいろなものもありまして、また向き、不向きというのも当然ありますから、必ずしもかくあるべきだと言うつもりはないのですが、ただ取得しようとする方、あるいは取得した方に対するフォローというのは私は非常に重要なことと思うのです。平日に業務の一環としてそういった活動に従事するというのであれば、それは業務ですということになるのですが、土日もとかとなると、では燃料代はどうなるのだとか、いろんな負担も生じてくるわけですし、鉄砲の弾も高いということになりましたら、昨今問題にもなりましたけれども、報償費の扱いをどうするのだとか、いろいろな課題があるわけなのです。その辺の制度的なフォローといいますか、今後新たに担い手が出た場合にそうした方に対する制度的な保障というのが私はあってしかるべきかなと思うのですけれども、新たな市の職員の方でやりたいのだとか、既存の方のその辺の制度的なフォローというのはどう考えたらいいか、何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君 市職員に対する制度的な配慮ということでございました。現状におきましては、平日につきましては通常業務に専念するというところでございますので、そういったことでの配慮というのは考慮されておりませんが、土日などの休日に猟友会の活動として捕獲した場合については、猟友会のルールの中においてそれぞれ捕獲活動経費ということで支給されているという状況がありますけれども、市職員だからということで市として何か制度的なことについては考慮していないところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 今後さまざまな方が市の職員を含めて参加するということになれば、その辺の配慮というのは必要かと思しますので、ぜひ今後続く方が出るようにいろいろな配慮を組織としてもお願いしたいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊の関係で先ほどご答弁いただいたところなのですが、有害だけでは定住につながらないというようなお話だったと思うのですが、私がなぜこれを言うのかという話なのですが、実は去年私が免許を取ったときに、たまたま近くに座っていた方にご職業は何ですかというような話をしたら、近隣の自治体の地域おこし協力隊の方だったのです。当然大都市圏から来られた方で、その業務としてわなの免許を取るのですというような話がありまして、この近辺を含めて道内の各自治体、全国的にも地域おこし協力隊が有害鳥獣活動の支援に入るというような事例が多々ございますものですから、こうした活動を地域おこし協力隊募集に当たって項目に入れるというようなのもあっていいのかなど。道東のほうだったと思うのですが、ある自治体では観光事業と有害鳥獣の2項目で募集があったりとか、あるいは単独で有害鳥獣駆除一本で募集をかけていたりとか、さまざまな取り組みがございまして、普通に猟師で生活できるというのは当然あり得ないところなのですが、それが契機になって地域に定住されていくとか、あるいは農業であれば農業の傍らそのような仕事も当然あるわけですから、ということとつなげていくという形で、特に昨今地域の魅力的な仕事の一つということで、自然豊かな地域で狩猟をすることかという、そのような都市圏の若者の誘引の契機になる可能性もございまして、これは今すぐどうこうという話にはならない部分もあるのですが、他の自治体で事例等がございまして、その辺をぜひ研究なり調査なりされて、特に近隣の自治体にも実際にいらっしゃいますので、すぐ声も聞けるかと思しますので、それについては前向きに今後検討していただきたいということを要望したいと思います。

それから、ちょっと言い忘れたのがあったのですが、農業団体については引き続き免許を取るように要望ということをお願いしたいと思います。

(2)はその辺にしておきますけれども、とった後の有効活用というのは当然しなければいけないということなのですが、今は有害駆除で捕獲した鳥獣についてはほとんど活用されていないということで理解してよろしいのでしょうか、その辺のところをもう少し詳しくご説明いただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 捕獲後の利活用ということでございますが、今お聞きしている範囲では、捕獲された方たちが自分たちで鹿肉を楽しむといったことで消費しているということは聞いておりますけれども、ジビエ料理が盛んな土地のように加工して売るところまでの活動をされている方は今のところいらっしゃらない状況にあります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 その辺はどこがネックになっているのかなと思うのですけれども、それは施設がないからできないのか、ハードウェアがないからできないのか、それともそういった技能を持っている方がいないからできないのか、いろいろ理由はあると思うのですけれども、中空知全域で見ますとかなりの頭数、砂川市を含めると1,000頭ぐらい駆除されていると思うのですけれども、その需要といいますか、原料の供給はふんだんにあるという状況なのですから、その辺の具体的なネック、採算性ということで考えますと道東のほうあたりでは1自治体で年間1,000頭処理していますというような自治体も見受けられるところなのですが、その辺は原料の供給が少ないということではないのかなと思うのですけれども、困難性といいますか、その辺の具体的な状況についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 加工施設につきましては、道内で近くでは富良野ですとか、当別とかというところにあるようでございます。ただ、実際に加工施設があったとしても、そこまで持ってくるという作業が実は大変でございまして、十勝のような平野であれば、冬であれば引っ張って持ってこれる。車に積んで加工施設へということが可能なのでしようけれども、空知管内においては山の中で捕獲するというところでございまして、山から車のあるところまで持ってくる作業というのがまず1つ重労働であるということがあります。今浦臼のほうで検証作業をしていますけれども、どれだけの捕獲数があるけれども、その捕獲数のうちどれだけのものが運ばれるかというところでは、相当困難な数字が出てくるのではないかと思いますし、あと加工施設ができたところで、それを売るという作業が今度出てきますけれども、どのぐらいの需要があるのかというところもありますので、そういったところでの今浦臼でやっている検証の経過も見守る必要がありますけれども、私どもが今聞いている範囲ではまず大きなネックとしてはとったものを施設まで運ぶという作業が一番のネックだと聞いております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 確かに鹿が出るのは山ですので、運ぶのが難しいというのは直感でも理解できるのですけれども、活用してこそ狩猟文化が完結するということになると思います。ただ単に山から来たものを殺してというか、駆除して終わるということであれば非常に残念なことでありますので、広域的に考えなければならぬ課題ということは百も承知しているところですが、各地の事例あるいは取り組みを参照しながら、ぜひ活用できるような方策を考えていただきたいということで、大きな1問目を終わりたいと思います。

続きまして、キツネについて順次確認してまいりたいと思うのですけれども、先ほどのご答弁で検診の数が51名ということで、特定健診でやられているというようなお話だったのですが、実際全道的にエキノコックス症の発症件数が現在どのぐらいの傾向にあるのか、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、あるいはたくさん患者さんが出ているよ

うな地域はどのような地域であるのか、あるいは砂川は滝川保健所の管轄内ですけれども、過去滝川保健所の管内でそのような患者が発生したというような状況があるのかどうか、その発症件数等がどうなっているのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 エキノコックス症の発症者数、件数、また地域別の動向、そしてまた滝川保健所内の感染者数と、大きく3つのご質問と考えておりますが、まずこの感染症につきましては医療機関で診察をした場合、エキノコックス症であるという診断がなされた場合は報告の義務があるということで、こちらにつきましては道、保健所が取りまとめているところがございます、道の資料から確認しますと、平成11年から平成28年の18年間におきましては、道のホームページから確認しますと347人の感染者数の報告があったということでございまして、地域別に申しますと、保健所管内という区分でございまして、こちらについてこの18年の累計としましては、札幌の保健所が一番多くて、手元で集計したところは112件ございました。以下、函館、北見、釧路、旭川等々、感染者の報告数が多くなっている地域ということでございまして、札幌につきましては人口も多いということもございまして、札幌市といえども森林の地域がございまして、そういった数字になるかと思っておりますし、また潜伏期間が数年から十数年というようなことでもございまして、札幌で報告があったとしても実際札幌で感染したかというのはまた別の話になる可能性もございまして、感染した場所は別で、潜伏期間中に札幌に転入してきたというような場合もひょっとしたら中には含まれるかもしれませんので、札幌の保健所で数が多いから札幌で感染したのだらうということでは一概にはないかと思っておりますが、そういった地域ごとの感染者数となっております。滝川の保健所管内の数字でいいますと、同じくこの18年間におきましては2件の報告数がございまして、これは平成21年度に2件というような報告がございまして、

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 データのほうは押さえているということなのですからけれども、その傾向なのですからけれども、かつては年間20件くらいというような話だったのでありますが、それが件数が全道的にも、滝川管内では21年に2件ということで、これまでなかったと思うのですけれども、患者数が増加傾向にあるのか、あるいは減少傾向にあるのか、その傾向的な部分はどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 傾向ということでございます。平成11年からございまして、11年が8件、12年が21件、それから年を追って数字が出てくるわけですが、ある一方方向の傾向があるということではないのかなとは思っております。ただ、ここ数年26、23、27ということで、10件台の年度もあったことから考えると、ここ数年は若干この感染者の報告数というのは増加傾向にあるのではないかと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そういふ傾向にあるということなのだと思いますけれども、そうしますと具体的にどのような対策をとということで、先ほどもありましたけれども、手洗い、生ごみ、餌に触れない、あるいは広報、オアシス通信で広報されているということなのだと思いますけれども、キツネのほうは頻繁に出てくるということで、現状今の対策は限界があるのかなと私はふだんから考えているのと、生ごみ管理も今はだらしなく生ごみを捨てている方って私はほとんどいないと思っているのと、追い払いにしても、キツネが人間を見てもなかなか逃げないと、逆に寄ってくるようなキツネもいたり。追い払いしようにも追い払えないとか、そもそもキツネというのは夜光性の生き物ですので、ふだん昼間はどこかにいるかもしれませんが、夜中に出てきて悪さをするとか、そういうことであれば、既存のキツネの追い払いなりごみステーションの整備というのは私は限界があると考えているのですけれども、その辺市としてはキツネの現状の対策についてはこれで十分なのだと考えているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 現場からの報告でも、ここ近年は市街地にキツネが出没するというようなことで市民の皆様からの連絡や通報などもございます。ただ、1回目の答弁でもご説明したとおり、エキノコックス症に感染する経路としましては、ふんの中にある卵を経口接種することによって感染するというようなことで、国や道の啓発物にも記載されているところでございます。出たからそれをもって感染するというものではございませんので、その部分については十分啓発に努めて、キツネに近寄らない、さわらない、またふんにもさわらないと。どうしても処理しなければならないときは、土に埋めて、埋めた後はよく手洗いをするですとか、あと山菜等は十分水洗いをしたり、加熱したりというような対応をすれば十分感染は防げるのではないかと考えておりますので、現状の啓発、または万が一感染したかもしれないというような不安な方については年2回検診の機会を設けているということでございますので、現行としてはこの対策が最善の方法なのかなとは認識しているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 ふんを経由して経口接種で卵が人体に入というのが主な感染経路ということになるかと思うのですが、市のキツネ対策の広報にもあるのですけれども、キツネのふんは直接さわらない。それは当然だと思うのです。では、実際キツネのふんとは何ぞやとなるのです。キツネのふんとはいかなるものかというのは、市民の方も何かのふんがあるのだろうけれども、それが犬のふんなのか、猫のふんなのか、もしくはアライグマなのか、キツネなのかという判別は恐らくつかないと思うのです。もしかしたら庭先に落ちているものがキツネのふんかもしれませんが、それは何かわからないけれども、とりあえずどけてしまうということであれば、全然対策にならないわけなのです。その辺の具体

的な専門的な知識というのは市民も市のほうでも把握されていないのではないかという危機感を私は実は持っております、例えばキツネのふんにしても、穴を掘って埋めますという形で広報されていますけれども、他の自治体の対策を見ますと掘る深さまで指定されているのです。何十センチまで埋めなさいと。恐らくそれは科学的な根拠があると思うのです。余り浅いところに埋めてしまうとそのうち出てきますとか。だから、その辺の科学的な判断というか、素養といいますか、その辺単にふんを何とかしなさいといっても、どんなふんなのだろうということは恐らく知らないし、私も見たことがあるかもしれませんが、判別がつかないということになると思うのです。その辺の具体的なふんの対策にしても、科学的な根拠といいますか、知見といいますか、その辺は市のほうでどのように把握されているのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 議員さんおっしゃられたとおり、ふんを見て、そのふんがキツネであるのか、または犬であるのか、またその他の動物であるのかというのは実際私も厳密にこれはこれでということもわかりませんし、市民の方もわかる方と、またわからない方がいらっしゃると思います。何が言いたいのかというと、そういう紛らわしい、疑わしいふんには近寄らないというようなことを啓発で訴えかけていく。また、埋める場合でもうちの市のホームページには何センチというのは実際書いておりませんでしたので、若干不親切な部分もあるのかなと感じてはおりますので、そういった部分は今後正確な情報をもとに市民の皆様にごこういった処理の方法などについては情報提供、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そしたら、根拠といいますか、知見というのはやはり大事なことになってくると思うのです。ふんの問題、汚い話を余りたくさんしたくないのですけれども、野生動物のふんというのは若干判別がつくという気もするのです。私は犬を飼ったことはないのですけれども、近所の飼い犬などを見ていますと、オアシスパークに落ちているような野生動物のふんとは明らかに形とか色とかは異なると思うのです。その辺は研究機関が道にもありますので、正確な情報というのが非常に必要だと思いますので、そこはもう少し道の関係機関と連携して情報を得て、具体的に30センチと私ホームページでどこかのまちのを見たのですけれども、では何センチが的確なのかというのは、恐らく必ず根拠があってそのような処理方法等を指定されていると思いますので、漠然と私も不安をあおりたいというつもりはないのです。ただ、目に見えないものなので、どうなっているのかわからないという不安感があるわけですから、なるべく客観的な根拠に基づいてその辺判別できるように、処理の方法についてもそのような形でやってほしいというのと、あと各関係機関との連携というようなことを言いましたけれども、私がちょっと気になるのはオアシスパークあたりだとキツネは皆さんたくさんいるというのはご存じだと思うのです

けれども、子供たちとかが野外活動等でいろいろ活動されているわけですが、そういった教育関係の機関との連携とか情報提供とかも、やはりその辺は重要になってくると思う。先ほどオアシス通信でということがあったと思うのですが、学校教育の中でどのような形でその辺の啓発等をされているのかわからないのですが、その辺の具体的な子供たちに対するオアシス通信以外での啓発とか、教育委員会との連携とか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 検診につきましては、小学校3年生以上の市民というようなことで、子供さんから対象にしているものでございます。また、オアシスパークのほかにも公園等、子供さんが利用する施設は数多くありますので、こういった部分をどういった方法で子供さん方、またその子供さんの親御さんに正しい情報が提供できるかというのは今後考えていきたいと思っておりますし、今言ったような市民の方々からの情報提供によって、どこの地域で多く出沒するのかというようなことも把握に努めるという考えもございまして、その把握した情報についてどのような手法で皆様提供するかというのは今後十分検討させていただきたいと思っておりますが、子供さんだけでなく、もちろん山菜とりなどの活動で市民の方が山に入られる方もいらっしゃるかと思いますので、当然子供さんにも周知を図りながら、市民の方に広く正確な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 先ほど全道的な状況ということでもご報告いただいたのですが、大体3分の1ぐらいが札幌圏ですよね。いろんなところから札幌に人が集まっているので、札幌市内で感染したわけではないという、それは当然そういうことになるかと思うのですが、昔の記憶をさかのぼって考えれば、どちらかという道東方面の病気だったというような形が最終的にいいますか、今日全道的に広がってきているというような形になっていると思います。現状の傾向とかを見ましても、札幌圏に集中しているというのは単純に人口比で発症しているのかなと考えられるわけですが、それは、必ずしも農村地帯で発生したのだとか、野外で活動される方が多いから発生したのだとかということではなくて、全体的に確率的な話で人口比に応じて発生しているのかなというような印象を受けているわけですから、必ずしも都市部の人たちが安心だというわけではなくて、周辺にキツネの住みかがあれば、そうした形で目に見えない形で感染していく病気のかなという印象を受けておりますので、その辺は都市部だから安心なのだということではなくて、ぜひ注視していただきたいということで、それは(2)にもつながっていくのですが、目に見えない病気ということで漠然とした不安があるということだけでは対策は進まないということで、私はキツネの生息状況とか虫体保有率ということで伺っているのですが、現状実施されていないということで、道のほうにですか、たまたま捕まえた1体の検体を提出したところ、それは陰性だったというようなお話だったと思うのですが、1体

だけではこの地域は安心ですということにはならないのだということだと思ふのと、私が調べた限り、道立衛生研究所の調査、若干データが古いものしかなかったのですけれども、平成10年で57.5%のキツネが虫体を保有していたということで、その時点でも既に増加傾向にあるというような報告がなされている状況で、保有しているキツネの生息域は当然全道にそれが広がっているということで、57%ですので、2分の1以上が感染している可能性があるということで、最近のこの近辺のキツネの虫体保有率の最新のデータは広範囲なものはないところなのですが、こういった動物を媒介するような感染症の対策を考えた場合、媒介する動物の生態とか生育状況とかは当然把握しなければならないのかなと思ふわけです。

それで、本来いないはずのキツネが最近都市部にいるということは、そこで活動できる、繁殖できるという環境があるから来ているわけで、明らかにその周辺の農村部の生息を上回るような形で進出してきているということで、生息数の状況もかつてとは異なるというようなことになってくると思います。そして、虫体の保有率なのですけれども、先ほど遺体を検体して、それで調べたということだったのですが、ふんからも検出することが可能であるというような研究機関がふんを集めて虫体、感染状況を調査しているというような状況もありますので、余り厳密な調査をしるとなるとなかなか難しいかもしれませんが、ある程度の大ざっぱな範囲でも、どの辺にキツネが多いのかとか、あるいはどういう経路から来ているのかというのは、市民の目撃情報、あるいはふだんから市の職員の方は市内各所を回っていると思うのですが、そういった形の目撃情報がある程度統計をまとめることで大まかな方向性というのが私は集計できるのではないかなと思っているのですけれども、その辺の市民あるいは市の職員の方、さまざまな方の目撃情報等がある程度集計するような、何年かかけて見ていくようなことというのは私は可能だと思うのですけれども、その辺の生息状況を把握するための統計的なもの、目撃情報を集計するような形の生息状況を把握するための仕組みを構築するというような考えはないかということについてまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 生息状況ということでございます。もちろん野生の動物でありますので、生息数ということになると何頭、何匹でしょうか、いるというのを把握するのは困難なことでございますので、市内のどの箇所によく出没するのかというのは、先ほどもご説明したとおり、さまざまな情報源から収集することが可能かと思われまますので、そういった部分は現場で取りまとめて、情報の提供の媒体はこれから考えさせていただきたいと思っておりますが、そういった部分については正確な情報を提供させていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 虫体の保有率についてはご報告いただけなかったと思うのですけれども、

検査自体は専門機関がないと分析できないと思うのですけれども、少なくともキツネを検体として調べるといふより、ふんから調べるほうが非常に手軽だということになると思うのですけれども、どのふんがキツネのふんかという判別をしなければならないところなのですが、それは各自治体でふんから虫体保有率を把握するというような地道な活動をされているわけですから、その辺は道の研究機関と打ち合わせしながら進めていくべきと思うのですけれども、その辺の虫体の検出等についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 ふんの検査ということでございます。ふんを市内でサンプルとしてある一定程度収集して、その検査をしていただける機関が道でやっていただけるのか、衛生研究所でしたか、専門機関でやっていただけるのか、また民間の機関なり事業所がやっていただけるのかはこれから確認しなければなりません。実際サンプルを調査して、感染率が仮にゼロだったとしても、それを全体に当てはめて、ですから市内に生息しているキツネは感染率ゼロですということにはならないかと思えます。また、感染率が出たとしても、道の検査でこれは解剖で成虫の保有率を把握している事業でございまして、大体ここ数年34%から42%ぐらいの成体の中に成虫が感染しているというような数字がございしますが、その率をふんで確認して、上回ったとしても、それがいつきの数字なのか、継続しての数字なのかということもございまして、地域的なものもございまして。その数字をもってして砂川市が安全だとか、危険だとかというような方向で対策を進めるのも一つの手法かもしれませんが、私どもが今考えているのはそうではなくて、危ない、怪しいふんやキツネには近づかない、触れないというようなことでエキノコックス症の対策に取り組んでいこうということでございまして、そちらの部分について今重点的に取り組んでいるということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 どのような対策も根拠がないとできないということになってくると思うのです。虫体保有率にしても、危険率が低いのか、高いかというのは恐らく科学的な知見に基づいて専門家が判断しなければならないと思うのですけれども、まず基礎的なデータは何事においても集めなければならないということ。何より基礎自治体というのは市民の生命、財産を守るための最後のとりでになりますので、地元の現状について具体的に根拠をちゃんとそろえておくと、それ自体は全く無駄にならないですし、それからどうそれを政策に生かすのかとかというものにつなげていくための基礎になるものですから、何せ統計とか調査というのは極めて行政の基本になる仕事なので、その辺はきっちり、どのような手段でも目撃情報を集計するなり、あるいは科学機関と協働してするという、基礎データを集めていくべきだと私は思うのですけれども、その辺の最低限の情報の収集について市としての責務についてはどう考えているのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市としての責務ということでございます。今までのご説明のとおり、今まで感染者数のごくごくわずかだったということからして将来的にも安全です、安心ですということは言えないと思いますし、1回目の答弁でもご説明したとおり、感染症というのはいつ予想を超えて流行するかどうかはわかりませんので、そちらの部分については、何度も同じ説明で申しわけございませんが、予防をするに当たっては感染症になる危険性、リスクを防ぐ、さわらない、近寄らない、適切にふんを処理するというような、そういったことで対処してまいりたいと思います。科学的な根拠ということであれば、市内のキツネのサンプル調査というのも一つの根拠を示す調査かもしれませんが、道で先ほど私がご説明したとおり成虫の保育率の数値が出ています。これも道が15カ所の定点観測の地点を設ける。プラス定点観測以外のところから提供のあったキツネを解剖して調べた調査がございます。これが全道的な調査で、これが根拠があると私は考えておりますので、そういったデータは皆さんに提供できるかなと思いますし、そのデータなどをもとにして適切な対策、予防に努めてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 (登壇) 通告に基づきまして、大きく2点について一般質問を行います。

1、砂川市緑の基本計画等について。当市は、昭和49年、緑化都市宣言を行い、昭和59年に環境庁から道内初のアメニティ・タウン(快適環境都市)の指定を受けました。以降アメニティ・タウン構想を軸に、公園の中に都市がある美しいまちづくりを推進し、市民1人当たりの都市公園面積は日本一を誇っています。さらに、砂川市第6期総合計画や都市計画マスタープランにあわせ、平成32年度までを目標年次として環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別に緑地の配置方針を設定した砂川市緑の基本計画を策定し、今日に至っています。そこで、次の点について伺います。

(1) 砂川市緑の基本計画の取り組み状況について。

(2) 公園及び街路樹の管理について。

大きな2、自殺対策について。平成18年に自殺対策基本法が制定され、法に基づき国及び全国の自治体で自殺対策が進められてきた結果、自殺率は近年ようやく減少傾向に転じています。しかし、諸外国に比べると自殺率は依然として高い状況にあります。平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、自治体における自殺対策計画の策定を含め、自殺対策のさらなる推進を図ろうとしています。そこで、次の点について伺います。

(1) 滝川保健所管内の自殺者の推移と自殺対策について。

(2) 砂川市の自殺者の推移と自殺対策について。

(3) 市内の医療機関、事業主、学校、各種団体等との連携について。

以上、1回目の質問とします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 (登壇) 大きな1の砂川市緑の基本計画等についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)砂川市緑の基本計画の取り組み状況についてであります。砂川市は昭和49年に北海道内で初めて緑化都市宣言を行い、緑あふれる公園都市を目指す砂川市緑化条例を制定し、公園の中に都市があるようなまちづくりとして計画的な公園の整備や街路樹の植栽等を進め、緑化の推進を図ってきたところであります。現在の緑の基本計画は、平成24年3月に作成し、上位計画との整合性を図り、計画年次を平成32年度までとしており、基本理念をともに育み、水、緑、田園風景を生かした景観づくり、基本目標1を豊かな水と緑、良好な田園など緑の財産を後世に継承する緑づくり、2を都市の防災、温暖化防止に資する緑の維持管理、3を市民と協働で行う都市の緑化と維持保全と定めたとことであり、上位計画との整合性、市民アンケートの結果を踏まえ、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策、市民参加の推進の方針を示しており、その中で緑地の配置方針として環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別に設定した上で、総合的な緑地配置方針を設定したところであります。

現在の取り組み状況につきましては、市民アンケートにおいて道路及び公園の緑化について現状でよいとの意見が多く、また花をふやしてほしいとの傾向にありましたので、施設緑地の整備方針及び整備目標として定められた整備方針に基づき、取り組みを進めているところであります。公園につきましては、現在の公園施設を維持することとしており、公園施設長寿命化計画にのっとり、遊具の更新や修繕など、適正管理に取り組んでいるところであります。また本年度実施する市営野球場の改修事業は、運動公園である日の出公園の整備充実につながるものでもあります。公共公益施設における施設緑地に位置づけられている街路樹につきましては、現状の樹木を維持し、市民参加による花などの緑化整備を行うこととしており、街路樹の樹木の剪定などの維持管理に努めるとともに、花いっぱい運動として道路の植樹柵等の緑化について市民の皆様と協働で進めており、本年度は17団体の皆様に2,250平方メートルの植樹柵に花を植えていただいております。また学校、公共施設及び商店街などの25カ所に1万株を配付し、緑化活動を推進しているところであります。

次に、(2)、公園及び街路樹の管理についてであります。公園の管理につきましては市内25公園、約130.39ヘクタールについて維持管理委託として芝生の草刈り、樹木の剪定、清掃などの施設管理を行い、適正な管理に努めるとともに、町内会のご協力により街区公園の草刈りを実施していただいております。このほか、公園の遊具施設について点検を行い、ふぐあいのある箇所について修繕を行うほか、公園施設長寿命化計画に基づいた計画的な修繕も行っているところであります。街路樹の管理につきましては、樹木の成長により車両や歩行者の通行に支障が生じないように、また街路灯や道路標識等が見

えづらくなならないよう剪定作業を行っており、その中でも成長が早く、葉の大きなプラタナスにつきましては毎年秋口の葉が落ちる前に剪定作業を行い、車両などの通行に支障が生じないよう管理に努めているところであります。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな2の自殺対策についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）滝川保健所管内の自殺者の推移と自殺対策についてであります。滝川保健所管内の自殺者数の推移は北海道の調べによりますと平成25年26人、平成26年24人であり、自殺対策基本法が制定された平成18年以降、平成20年の43人をピークに減少している状況でございます。次に、滝川保健所が実施している自殺対策についてであります。心の病気やストレス、思春期や認知症の問題等に専門医が相談に応じる心の健康相談を月に1回開催しているところでございます。また、管内の精神保健福祉医療関係者が地域における自殺の実態の共有や現状に即した対策等を検討するため、地域連携会議を開催しているほか、福祉、医療、教育関係者や事業者等を対象に、関係者が自殺予防等に関する知識を取得し、早期対応の中心的な役割を果たすことができる人材の育成を目的として自殺対策関係者学習会を実施しているところであります。さらに、地域住民への啓発を目的として、パネル展の実施や管内市町が行う普及啓発活動への支援等も行っているところでございます。

続きまして、（2）砂川市の自殺者の推移と自殺対策についてであります。本市の自殺者の推移は平成18年以降、同年の9名をピークに、平成25年1名、平成26年2名とここ数年は少数で推移しているところでございます。次に、砂川市の取り組みであります。平成24年度に自殺対策緊急強化学業として映画上映会、パネル展、パンフレットの配布等を実施し、翌年以降につきましては市の健康増進計画である健康すながわ21において自殺対策を心の健康として位置づけ、広報すながわやパンフレット、各種保健事業の機会を活用し、啓発や相談機関の周知に努めてきたところであります。

続きまして、（3）市内の医療機関、事業主、学校、各種団体等との連携についてであります。滝川保健所が開催する自殺対策関係者学習会に参加し、それぞれの参加者が抱える課題の把握や必要なときに必要な連携がとれるよう、顔の見える関係づくりに努めているところであります。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、緑の基本計画の取り組み状況についてです。先ほど部長のほうから説明を受けたわけですが、市内を歩いてみますと今の季節って大変すばらしい季節です。砂川のまちというのは、他市町村と比べてはいけなんでしょうけれども、先輩方が緑の都市宣言を行ってから後こつこつと積み上げてきた結果が、きょうも大変晴天に恵まれています

けれども、まちを歩いていると緑が多くて、それから花も道路に面した花壇には草花がきちんと植えられておりまして、非常に心が和む季節だなと思います。きのうの一般質問の中でも、ハマナスの植樹の話ですとか、あるいはアジサイの花の話題も出ておりました。こういうのは緑化都市宣言してから着実に積み上げてきた成果ではないのかなと思っております。

ただ、一方で緑化都市宣言をしてから時間もたちます。お世話をいただく方もだんだん高齢化により、花いっぱいのお話をしますと町内によっては規模を縮小したり、あるいは運営方法に非常に悩んでいる町内もあるように伺っております。担当部門としてこういった現況についてどのように把握しているのか、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 緑化都市宣言をして、年数的にいきますと40年以上経過している状況でございます。その間さまざまな取り組みを行ってきたところでありまして、最近であれば市民の方にご協力をいただきながら、花いっぱい運動ということで取り組んでいるところでございます。こちらにつきましては、緑の基本計画の中にも市民参加ということもうたっておりますので、こちらの一環という形の中で取り組んでいただいているところでございますけれども、花いっぱい運動につきましては、先ほど1回目でご答弁させていただきましたけれども、今年度17団体の皆様に2,258平米の管理をしていただいております。こちらにつきましては、近年の状況といたしましてはなかなか団体等でこれらの活動をするのが難しいということで、取りやめられている団体等もございまして、団体数でいきますと平成25年に18団体ありまして、それから減少する場合もありますけれども、新たに取り組まれている団体もありまして、今現状といたしましては17団体ということになっておりまして、この5年間で面積でいきますと343平米ぐらい減少はしておりますけれども、高齢化が進む中でも自分の町内会、あるいはそれに結びつく道路等に花があることが好ましいということで、取り組みは着実にいただいていると考えております。今後におきましてもこのようなことでご協力いただきながら、緑化という中の花の部分につきましてはこれらの活動を通じて推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 次に、砂川市は市が管理している公園が先ほど25と伺いました。市の管理ではないのですけれども、きのうも話題になっていたオアシスパークがありますし、それから子どもの国公園というのも管理は別として、砂川市にとっては非常に貴重な公園ではないかと思っているわけなのですが、このうちの子どもの国のほうなのですけれども、緑の基本計画においてレクリエーション系統ということで広域レクリエーションの拠点施設として位置づけられております。ただ、子どもの国再建整備計画として遊具の更新が図られているようなのですが、まだまだ更新すべき遊具があるようなのです。故障している

ものとか、ふぐあいが生じている遊具があると伺っております、この辺については市としても何らかの働きかけをすべきではないかと思うのですが、考え方についてまず伺います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 北海道が管理しております子どもの国、こちらにつきましても議員おっしゃられましたとおり、私どもの緑の基本計画の中でも施設として位置づけているところでございます。子どもの国につきましては、砂川市と同様に道立公園の長寿命化計画ということで長寿命化計画を立てながら子どもの国の再整備計画ということで進められていると聞いております。こちらにつきましては、札幌土木建設管理部が行っております、平成28年から31年にかけて整備を行うと伺っているところでございます。その中の考え方といたしましては、まず優先順位として、子どもの国につきましては有料のエリアがありますので、その有料エリアの中の施設をまずは改修するというのが北海道の基本的な考え方と聞いております。そのような形で整備も進められるようであり、道立公園の長寿命化計画を見ますと、他の道立公園に比べまして子どもの国にある改修しなければならない遊具等の施設がかなり多いような状況にありますので、なかなか容易には改修は進められないのかもしれないですけれども、こちらにつきましては指定管理者であります子どもの国協会が指定管理者としてそちらの管理を行っておりますので、そちらにつきましてはそのようなご意見があるということは伝えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 わかりました。砂川市にとっては、子どもの国は非常に貴重な観光資源でございます。スマートインターもできましたので、利用者も今後ふえてくると思っておりますので、道に対してもしっかりと物を申して、一日も早く本来のあるべき姿にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2の公園及び街路樹の維持管理について触れさせていただきます。北光公園の中に日本庭園がございます。その管理について伺いたいのですけれども、現在滝が流れていない状況です。木のほうも大きく育てておりまして、つい先日見てまいりましたけれども、当初のイメージから比べるといかなものかなというような状況になっているのではないかなと思うのですけれども、あそこの日本庭園の管理の考え方について伺います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 北光園の日本庭園につきましては、平成元年から供用開始をしている施設になっております。この日本庭園につきましては、日本庭園ということで一定の技術が必要ということで、北光園の中でも別な形で維持管理を行ってきておりまして、樹木の管理等も行っているところでありまして、この中の滝の部分につきましては当時ポンプ等を用いながら水を供給しておりましたけれども、ポンプの故障等が発生

することもございました。また、行政改革の中ではそれらの施設については利用者数を勘案するとコストがかかるということの判断もなされておりました、たしか19年の行革の中でそのような答申がなされておりますので、現状の中では滝のほうについては水が流れないという状況になっておりますけれども、現状といたしましては今の中で適正な樹木の管理等を行いながら日本庭園としての機能を果たしていきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 日本庭園は、当初は非常に形が整っていたと思うのですが、今は先ほども申しましたように木も結構生い茂ってきて、整備する必要があるのかなと思いますので、その辺については専門家とも相談しながら、ぜひ手入れをしていただきたいということを要請しておきます。

次に、街路樹について伺います。街路樹についても植栽してから大分時間がたつてきますと木も大きくなりまして、一方では市民のほうも高齢化になってくるということで、当初は地先にある市民の方々も落ち葉ですとか、その辺の管理を自分たちでもできたと、町内会でも対応できたというような形だったと思うのですが、高齢化になるに従いまして、今は大変は負担になってきているというお話も伺っているわけなのです。このような高齢化に伴う状況を踏まえて、原課のほうではどのように捉えて、どのような対策を行おうとしているのか、その辺について伺います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 街路樹につきましても年数がたちまして、かなり木のボリュームもふえておまして、また高さもある程度制限をしなければ電線等に支障が及ぶということで、それらの剪定も行いながら管理をしているところでございますけれども、樹種によりましては落ち葉が落ちてということも伺っております。市民の方からも落ち葉が落ちて大変だという相談も受けておりますけれども、それらに対応するように、プラタナス等につきましては必ず秋口に、葉の落ちる前に剪定も行っているところでございますけれども、ほかの樹種につきましてもいろいろ今試行錯誤しながら、どのような形で管理することによって効果的な剪定方法があるのかということにも取り組んでおります。ですけれども、剪定方法につきましては余り強目の剪定をいたしますと、逆に言うと木の本来の姿が保てないという部分もありますので、それらをいろいろ模索をしながら、市としての管理面、あとは景観としての重要性、あるいは木の近くにお住まいの方等にご迷惑をかけない、それらの部分を総合的に勘案しながら管理については努めていかなければならないと考えているところでございますけれども、現状といたしましては、まず地先の皆様にご協力をいただきながらできる範囲の中で落ち葉の処理等もお願いしてまいりたいと、その点は考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今のお話の中で、現実問題として原課のほうには切実な声も寄せられていると思うのですが、その辺については各人の対応も言い方も違ってくると思うのですが、私どものところにも結構生々しい声が伝わってきますので、都度原課のほうにもお伝えしていきますので、町内で対応できるところとやっぱり行政が後押ししないといけないところもあろうかと思っておりますので、しっかり対応していただきたいと思っております。

次に、街路樹も緑化都市宣言後年数がたつにつれて、結構古くなって幹も太くなって、老木もふえてきていると。昨年だったと思っておりますけれども、北光公園のポプラ並木が一部倒れた。あるいは、老木により危険木として撤去されたという経過がありましたけれども、今後街路樹を維持する上で、危険木としての判断ができるような専門家、例えば樹木医ですとか、そういうようなスペシャリストを育成する必要があるのではないかと考えているのですが、その辺の人材育成を含めた考えがあるのかどうか伺いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 街路樹の維持管理に関する専門的な知識のある者の人材の育成というお話でございました。昨年確かに湖岸通りにありますポプラが危険ではないかということで、その際にはなかなか市のほうだけでは判断をできないということで、業者さんをお願いをいたしまして樹木医さんに診断をしていただきました。木ですので、木の中まで見ることはできないと言われておりましたけれども、結果的にはその樹木医さんが判断をされて、このような形になっているのではないかとされた図面どおりに、倒した際には状況が確認できましたので、やはりそれらのスペシャリストの判断は間違いないものだと考えているところでございます。

しかしながら、樹木医になるためには、こちらは民間の資格のようではございますけれども、そちらを調べますと一定の経験年数を経た者が試験あるいは実技を経て資格を取得できるということになっておりますので、今の市の職員の配置体制等を考えますとそれらについては難しいのではないかと考えておりますので、今後それらの危険な樹木が発見された際には今回のポプラの対応と同じような形で専門的な資格をお持ちの方から知見をいただきながら、それらについての判断をしてまいりたいと考えておまして、特にすぐに人材育成をできるという状況ではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 樹木医というのは、今部長おっしゃられましたけれども、資格を取るのには民間の資格といえどもなかなか難しいようです。そういった中で、一般の民間というか、市職員以外の樹木医の方も活用していきたいということのようで、その考え方はわかります。ただ、一方で街路樹の管理、あるいは公園の管理という意味で、市の職員の方々はローテーションで変わっていくということで、課題なり問題点が適切に引き継がれていくのかどうか不安な部分も見受けられます。例えば、以前ですけれども、シラカバの木を刈り込み過ぎて枯れてしまったとか、あるいはポプラの木を刈り込み過ぎてクレームが来たと

か、いろいろご指摘も受けておりますし、先ほど日本庭園のお話もさせていただきましたけれども、そういった課題なり対策についてうまく新しい方々に引き継がれていくような内部の体制固めについてもぜひしっかり検討していただきたいと思っております。

次に、落ち葉もそうなのですが、まず市民の方に樹木に対する理解をしていただきたいということで、特に小さいお子さんなのですけれども、砂川市は先ほど言いましたように先輩方が緑化都市宣言をした大変歴史のあるまちですから、緑に対して子供のうちから教育することも必要ではないかと思っております。そういう意味で、今年の5月の社会経済委員会でもご指摘させていただきましたけれども、今はQRコードのついた銘板というか、そういったものがあるわけなのです。その設置を提案いたしましたけれども、その後その取り組みはどうなったのかお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 緑に対する教育ということで、樹木の樹名板というお話がございました。樹名板につきましては、以前に街路樹に設置した経過もございますけれども、年数とともに木も大きくなる部分もあるのかもしれないのですけれども、取りつけたものが剥がれ落ちて、今は余り街路樹については樹名板が残ってはいないと思っております。また、北光園の中には一部樹名板が残っている部分もございますけれども、全体的には樹名板は少なくなっておりますので、なかなか木の名前がわからないという部分は街路樹といえどもあろうかなと思っております。その中で、今年の社会経済委員会の中でQRコードつきの樹名板もありますということでお話を伺ったところでございます。それで、私どももそれらについて調べておまして、北光園の中に樹名板を昨年設置いたしまして、11種類の木がありましたので、まずはその11種類について1つずつという形になりますけれども、樹名板を設置したところでございます。QRコードつきということになりますので、単価的にはかなり高額なものにはなりますけれども、そのような形でまずは北光園の中に設置しておりますので、利用していただいて、見ていただいて、街路樹等でありますと通行の妨げですとか、いろいろな部分もあろうかなと思っておりますけれども、北光園の中ではそのような形でQRコードをかざして、それらの木の情報等もしっかり見ていただけるのではないかと、そのような考えのもとに北光園の中に設置をしておりますので、今後その状況も見ながら、できればふやしていきたいと考えているところでもございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 地味ですけども、今のQRコードの件はこれからも数をふやしていくということで、子供たちにとってはいい教育につながるのではないかと思います。

緑の基本計画ですけども、先人がつくられたものですけども、私たちは自分たちの子や孫、子孫に今の財産をしっかり受け渡していかなければいけないと思っております。砂川市は緑化宣言都市であると、それからアメニティ・タウンであると、さらには1人当たりの公園面積は日本一と、これは今後とも多分抜かれることはないと思うわけなのですけれども、しっかり管理はしていかななくてはいけないと思っておりますので、原課のほうも頑張っていたきたいと思います。

それで、野鳥観察をしている市民の皆さんから、街路樹だとか公園のことについて落ち葉でいろいろ問題になるかもしれないけれども、いろんな意味で私どもは享受しておりますというお話をぜひしてくださいということです。報告しておきますと、砂川市は緑が多いと、それと皆さん気がついておられないかもしれませんが、鳥の種類も非常に多いまぢだそうです。先ほどの北光園、B&Gで今度沼の中の水草を取るというお話がありましたが、取るのは大いにいいのですけれども、北光沼はカイツムリの繁殖地らしくて、北側のほうにアシが繁っていますね、あのあたりは数少ないカイツムリの繁殖地だそうです。さらにまた、白鳥ですとか水鳥が飛来しているのは有名なお話ですけども、砂川の木、ナナカマドは冬に実がなりますよね、あの実は小鳥たちにとっては越冬するときに非常に貴重な食料だそうです。ちなみに、ヒヨドリという鳥がいますけれども、これは本当は冬になると本州に飛んでいく鳥なのです。札幌でも、大都市のところでは大なり小なりナナカマドを植えているということで、渡っていくのですけれども、留鳥として冬も北海道に残るヒヨドリがふえているそうです。それは、ナナカマドの餌があるからだそうです。そういったことで、緑というのは自然環境にも野鳥にも非常に優しい側面があるのですということをぜひお伝えしてほしいということでしたので、伝えました。

続きまして、大きな2、自殺対策について述べさせていただきます。先ほどのお話で、滝川保健所管内の自殺者、それから砂川市の自殺者の推移についてはひところから見たら激減しているという状況は理解しました。全国的にも自殺者数は、平成10年度から平成23年度までは毎年3万人以上の方が亡くなっているということなのです。自殺者の数の統計のとり方もいろいろあるらしくて、厳密に言うと遺言を書いて亡くなられる方とか、明らかに自殺とわかる方は自殺数にカウントされるそうですが、発作的に亡くなったりとか、遺言がなかったとか、そういった死者の方は残念ながら事故死だとか変死というほうに区分されるので、必ずしも自殺者の数は正しいのかどうかということについては少し統計のとり方に疑義があるそうなのですが、それでも警察庁が発表している数字でも23年度までは3万人を超えておりましたけれども、24年度以降は3万人を切るということで、去年は2万1,000人台にまで減ったということで、全国的にも減少しておりますし、砂川市においても減っているということですが、そこでこの陰には、ただ減っているだけ

ではなくて、経済環境だとかいろんなこともあるのでしようけれども、砂川市における地道な取り組みもその後私は機会あるたびに伺っておりますけれども、各関係者の皆さんの努力が、地味ですけれども、実ってきているのかなと思っております。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、滝川管内で発生した自殺の要因分析みたいなものは、こういったことについては何かされたことはあるのかどうか、もしあればその要因分析についてお伺いしたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 自殺の要因ということでございまして、滝川保健所管内というくくりで要因を分析したという経過はございませんが、厚生労働省から示されている白書によりますと、大体要因としましては健康問題であったり、経済問題が大きな要因を占めているということでございます。先ほどのご答弁でも申し上げましたとおり、平成20年ごろの数字がピークになっておりまして、現在大分自殺者数が減ってきているということもございます。こちらについては、景気動向ですとか経済状況、これは全国的な要因ではございますが、そういった要因が近年はやや安定してきているのかなというようなことで、全国的には自殺者数が減少していると。それが滝川保健所管内にそのまま当てはまるのかという部分はありますが、一般的に考えれば全国的な傾向がそうであるというようなことであれば、滝川保健所管内の動向、要因についても大まかには当てはまるのではないかと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 わかりました。自殺の原因もさまざまな理由があると思いますので、先ほど申し上げましたように警察庁のほうもはっきり自殺ということが判明して自殺者にカウントしていくということらしいので、自殺の理由がどこまで正しいのかというのもいろいろあるかと思っておりますけれども、経済的理由ですとか、人間関係ですとか、仕事のことですとか、あるいは病気のことですとか、いろんな理由があると思うのです。そういったものも今国でもデータを整理しながら、今後明らかになってくるのではないかと思いますので、それらがもし把握できるような状況になれば、また委員会でもご報告していただければと思っております。

次に、私ごとになるのですけれども、私がなぜ自殺者の問題について執拗にやっているかといいますと、自分が市議会議員になったとき、あれは平成23年でしたけれども、懇意にしていた砂川市の若手のリーダーが突然自殺されたということで、その方は会社の中で専務という経営者として責任のある立場であったにもかかわらず、いろんなボランティアをしております、肩書だけでも10種を超えるようなボランティア活動をしていた、まさに砂川市にはなくてはならない人材でした。その方が突然自殺してしまったということで、私にとっては衝撃的な出来事だったし、生き残った私どもがその方の分の悔しさを後世の人たちに、もう自殺はやめようよというものを伝えて、少しでも減らしていきたい

という願いがあって、それをミッションとして執拗に自殺問題について触れているということをもまず申し上げておきたいのですけれども、そのとき私が感じたのは、ふだんは元気な顔をしているのです。でも、心の中の叫びというのを酌み取ることができなかったという自分の愚かさとか、知見のなさということで非常に悔しい思いをしたわけですが、そこでお伺いしたいのですけれども、今いろんなセーフティーネットがありますよね、例えば北海道でいえばいのちの電話、これは全国的な組織ですけれども、いのちの電話が札幌と旭川にありますし、またこころの電話相談ですとか、あるいは各自治体ごとの、うちでいえば多分市民部だとか、ふれあいセンターだとか、そういったところになるのかもしれませんが、そういった担当窓口ですとか、いろんなセーフティーネット、相談窓口ができているわけなのですけれども、この辺の状況とか、把握されていると思うのですけれども、市としてそういった窓口を、こういう窓口がありますと、困ったときにはここに電話してくださいというような形で市民に情報提供していく必要があるのだらうと思うのですが、その辺の取り組みについて伺いたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 相談窓口の周知ということでございます。先ほど1回目のご答弁でもお話しした中で、滝川保健所の対策としまして精神保健相談事業ということで月1回、こころの健康相談を実施しているところでございます。こちらにつきましては、滝川保健所のホームページで周知されているとともに、市の広報すながわでも毎月開催については周知しているところでございます。また、もちろんふれあいセンターも相談窓口の一つでございます。定期的にというようなルーチンの相談の機会がありますが、保健師、栄養士が常駐しておりますので、相談を希望される方については随時受け付けているところでございます。また、今議員さんおっしゃられたように、いのちの電話というのが北海道にもございますし、また全国的な組織として電話相談を受け付けているというようなこともございます。また、そのほかにもそれぞれの要因ごとの相談窓口があるというように認識しておりますので、そちらの部分については、今後どのような相談窓口があるのかと、またそういった情報を市民の皆様はどういった方法でお伝えするべきかということは検討させていただいて、その手法については今後の検討課題ということで調査させていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 次に、国として市町村自殺対策計画の策定を今後各自治体に求めていくということになっているようですけれども、その辺の取り組みについて砂川市としてはどのように取り組んでいくのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市町村の計画ということでございます。平成28年4月に施行になりました自殺対策基本法の一部を改正する法律ということで、その中で都道府県、市

町村はそれぞれ自殺対策計画を定めるということで、こちらは義務となっているところでございます。文章を読みますと、この計画につきましては平成29年度から30年度にかけて策定を進めるようなスケジュールになってございます。ただ、その前段となる国からのガイドラインが示される予定となつてございまして、先進的な自治体についてはガイドラインがある、なしにかかわらず計画を策定するというような自治体もあろうかと思えますが、砂川の場合は健康すながわ21の中で自殺対策について触れている程度でございしますので、まずは国のガイドラインが示されたものの内容を検討して、どのような計画が最も適切なものなのかということについて今後検討させていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ここまでの取り組みについてはわかりました。地道に原課も取り組んでいるということは理解しました。ただ、一方で備えつけのパンフレットなんか、備えつけてあるのですけれども、ちょっと時間もたつて、少し新しいものに工夫したほうがいいのかなというような課題も見受けられるのですけれども、今後の展開について原課ではどのように考えているのかお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 今後の展開、対策ということでございますが、これも1回目のご答弁でご説明したとおり、前回パンフレットの作成、配布につきましては平成24年度の対策事業の一環として作成、配布をさせていただいたということでございまして、もう数年経過しておりまして、内容については更新がなされていないというような部分もございします。また、自殺対策については、一般的な情報をお知らせすべきものなのか、それともターゲットを絞ってお知らせするパンフレットをつくるべきなのかとか、いろいろな検討課題があろうかと思えます。数年たつて内容が古いままですと伝えたい情報もなかなか正確には伝わらないような部分もあろうかと思えますので、この部分については、どのような検討内容になるかは別として、何とか新しいパンフレットについては内容を検討させていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 わかりました。

最後になりますけれども、今自殺対策は原課を初め、各協力団体というか、例えば町内会とか、社協ですとか、民生委員ですとか、包括センター、ふれあいセンター、こういう方々の地道な努力というのがだんだん実ってきているのだなということを私も実感しておりますし、だからといって今の現状の取り組みでいいとは限らない。今部長おっしゃったように、都度立ちどまって検証していくことも必要ではないかなと。世間にはゲートキーパーという自殺専門の対策をする人も設置しているところもあります。ただ、砂川は砂川のやり方があるのだらうと思えます。さはさりながら、これでいいということはないと思えますので、その辺については十分調査研究をしながら今後も取り組んでいただきたいと思います。

いうことをお願いして、私の質問は終わります。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

- ◎日程第2 議案第33号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第34号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第35号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第42号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第44号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第45号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第2、議案第33号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第34号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第35号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第36号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第37号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第38号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第39号 砂川

市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第40号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第41号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第42号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第43号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第44号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第45号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての13件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第33号から議案第45号までの13議案は、砂川市農業委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されたことから、砂川市農業委員会委員に次の者を任命することにつきまして農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものでございます。

議案第33号は関尾一史氏、議案第34号は齊藤誠氏、議案第35号は渡邊勝郎氏、議案第36号は菊地匡氏、議案第37号は梶尾邦広氏、議案第38号は石井和裕氏、議案第39号は佐々木孝一氏、議案第40号は菅原英雄氏、議案第41号は佐藤成氏、議案第42号は角丸章氏、議案第43号は谷口秀夫氏、議案第44号は前谷篤氏、議案第45号は大原睦生氏、以上の13名の方にお問い合わせしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましてはそれぞれ裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 これより、議案第33号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第34号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第35号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第36号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第37号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第38号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第39号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第40号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第41号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第42号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第43号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第44号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。  
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第45号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第3 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第3、報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 報告第2号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成28事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要につきましては庶務関係であり、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページ、損益計算書及び5ページ、6ページ、貸借対照表でご説明申し上げます。

3ページ、1、事業収益、（1）公有地取得事業収益は、6,531,720円、1,975万8,000円の収益でございます。（2）土地造成事業収益のうち、1、あかね団地売却収益は、2区画の売却で745,110円、596万6,480円の収益でございます。2、すずらん団地売却収益はございません。3、道央砂川工業団地売却収益は、砂川市へ6,622平米の売却収益6,000万円でございます。（3）附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料179万5,516円でございます。（4）補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入621万6,500円は、あかね団地2区画の売却に係る分譲当初の簿価である事業原価と販売価格の差額を市から補助金として受けた分でございます。したがって、事業収益合計は9,373万6,496円となったところでございます。これに対する2、事業原価でございますが、（1）公有地取得事業原価は1,975万8,000円でございます。（2）土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価は2区画売却分705万150円、2、すずらん団地売却原価はございません。3、道央砂川工業団地売却原価は3,091万9,123円。4、土地評価損6,770万7,227円につきましては、12ページをごらんください。完成土地等明細表の上の段、中ほどより右側の当期減少高の評価損でございます。これは、平成28事業年度中に

平成29事業年度の販売価格をあかね団地は30%安く、すずらん団地は70%安く決定いたしました。販売価格が50%以上下落した場合は販売価格を簿価としなくてはならないため、簿価の変更により生じたすずらん団地の土地評価損6,770万7,227円です。

3ページにお戻りください。(3) 附帯等事業原価はございません。(4) その他事業原価は、砂川市土地開発公社土地購入助成金交付要綱に基づき助成された土地購入助成金40万円で、1件につき20万円を2件助成した分となっております。事業原価の合計は1億2,583万4,365円となり、事業収益合計9,373万6,496円から事業原価合計1億2,583万4,365円を差し引いたマイナス3,209万7,869円が事業総利益となったところでございます。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1) 人件費と(2) 経費の合計135万611円となり、前ページの事業総利益から一般管理費を差し引きしますと事業利益はマイナス3,344万8,480円となったところでございます。次に、4の事業外収益でございますが、(1) 受取利息と(2) 雑収入の合計1,807円、5の事業外費用、(1) 支払利息は短期借入金の支払利息1,284万2,154円でございます。したがって、これらを差し引きしますと経常利益及び当期純利益はマイナス4,628万8,827円となります。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部、1、流動資産は、(1) 現金及び預金から(3) 完成土地等までの合計で6億3,664万6,553円となっております。2、固定資産は、(1) 有形固定資産の1、土地は6,441万7,236円、(2) 投資その他の資産の1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、流動資産と固定資産の資産合計は7億107万3,789円です。

次に、6ページの負債の部でございます。1、流動負債は、(1) 短期借入金13億473万円でございます。詳細につきましては、14ページをごらんください。(4) 短期借入金明細表ですが、期首残高合計13億7,773万円に対しまして、期末残高合計13億473万円となっております。

6ページにお戻りください。(2) 未払金はございません。(3) 前受金はございません。2、固定負債はございませんので、負債合計は13億473万円です。資本の部につきましては、1、資本金の(1) 基本財産は砂川市からの出資1,000万円でございます。2の欠損金ですが、(1) 前期繰り越し損失がマイナス5億6,736万7,384円、(2) 当期純利益マイナス4,628万8,827円で、欠損金合計はマイナス6億1,365万6,211円となります。資本合計マイナス6億365万6,211円は、債務超過額となります。負債、資本合計は7億107万3,789円で、7ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページには、ただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目、金額と一致する財産目録であります。

9ページはキャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されております。

10ページは注記事項、11ページは(1)公有用地明細表でございます。

12ページは、(2)完成土地等明細表でございます。

13ページ、(3)有形固定資産明細表は、西3条南13丁目に所在する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地でございます。

14ページ、(4)短期借入金明細表でございます。

15ページの(5)資本金明細表、16ページの(6)事業収益明細表、17ページの(7)事業原価明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思いますと存じます。

続きまして、平成29事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第2条は公社の業務予定量の定めであり、公有地を先行的に取得し、その土地の管理と住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理とその附帯等事業であります。第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、総事業収益は1億3,533万7,000円、総事業費用を6,903万9,000円と定めるものであります。

2ページの第4条は資本的支出の定めであり、1,088万7,000円と定めるものであります。

第5条は借入金の定めであり、限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。平成29事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分、783.96平米、554万6,000円、2節すずらん団地売却収益、2区画分、604.5平米、169万6,000円、3節道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への売却として平成28年度から平成31年度までの4年間の債務負担行為の2年目で6,818平米、6,000万円と市が鹿島環境エンジニアリング株式会社に売却する土地を市に売却した6,000平米、5,448万6,000円であり、合計1億1,448万6,000円でございます。

4ページ、3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料178万4,000円と工業団地内の用地等の賃貸料1万2,000円で、合計179万6,000円でございます。

4目補助金等収益は、本年度あかね団地2区画とすずらん団地2区画の販売を目標としており、市からの事業補助金1,180万7,000円であります。

2項事業外収益、1目受取利息6,000円は、預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5 ページ、収益的支出についてご説明申し上げます。1 款 1 項 1 目公有地取得事業原価はございません。

2 目土地造成事業原価のうち、1 節あかね団地売却原価は 2 区画の予定で 8 8 0 万 3, 0 0 0 円でございます。2 節すずらん団地売却原価も 2 区画の予定で 1 6 9 万 6, 0 0 0 円でございます。3 節道央砂川工業団地売却原価は、砂川市へ売却する分の土地で 4, 6 5 0 万 8, 0 0 0 円でございます。

6 ページ、3 目附帯等事業原価はございません。

4 目その他の事業原価、1 節土地購入助成金支出はございません。

2 項販売費及び一般管理費は、1 目人件費で 1 節報酬 1 0 万 7, 0 0 0 円は会計士の報酬でございます。2 節費用弁償 3, 0 0 0 円は、監事の費用弁償でございます。

2 目経費 1 3 3 万 7, 0 0 0 円は、7 ページをごらんください。土地購入あっせん者謝礼、パンフレット及びチラシの印刷製本費、あかね、すずらん団地、工業団地未造成地等の草刈り代等でございます。

3 項事業外費用は、1 目支払利息 1, 0 5 8 万 5, 0 0 0 円でございます。

これに係る借入金の明細につきましては、1 6 ページに短期借入金明細表を添付してございますので、1 6 ページをお開き願います。期首残高合計で 1 3 億 4 7 3 万円とし、期末残高合計 1 1 億 8, 0 7 3 万円を予定いたします。

8 ページにお戻り願います。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9 ページの資本的支出につきましては、1 款 2 項 1 目土地造成事業費 1, 0 8 8 万 7, 0 0 0 円でございます。道央砂川工業団地未造成地 1 1 万 8 5 2. 8 2 平米の造成費でございます。

1 1 ページは予定損益計算書であります。事業収益が 1 億 3, 5 3 3 万 1, 0 0 0 円、事業原価が 5, 7 0 0 万 7, 0 0 0 円となっており、事業総利益は 7, 8 3 2 万 4, 0 0 0 円となります。

1 2 ページは、販売費及び一般管理費で 1 4 4 万 7, 0 0 0 円を見込んでおり、事業総利益から差し引きますと事業利益は 7, 6 8 7 万 7, 0 0 0 円となります。これに事業外収益と事業外費用を差し引きして、経常利益は 6, 6 2 9 万 8, 0 0 0 円となり、当期利益は 6, 6 2 9 万 8, 0 0 0 円となります。

1 3 ページをお開きください。予定貸借対照表であります。流動資産につきましては、現金及び預金、公有用地、完成土地等で 5 億 7, 8 9 4 万 5, 0 0 0 円となり、固定資産を加えますと資産合計は 6 億 4, 3 3 7 万 2, 0 0 0 円であります。これに対して流動負債は、短期借入金 1 1 億 8, 0 7 3 万円となります。次に、資本の部で資本金 1, 0 0 0 万円と前期繰り越し損失マイナス 6 億 1, 3 6 5 万 6, 0 0 0 円、当期純利益 6, 6 2 9 万 8, 0 0 0 円で、欠損金合計はマイナス 5 億 4, 7 3 5 万 8, 0 0 0 円、資本合計のマイナス 5 億 3, 7 3 5 万 8, 0 0 0 円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計

額は6億4,337万2,000円で、13ページの資産合計と同額となります。

また、15ページはキャッシュフロー計算書を添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） 土地開発公社の現在の経営状況と今後の経営計画について総括質疑を行います。

平成19年度から土地開発公社経営健全化対策として市が土地開発公社の土地を毎年6,000万円で買い上げ始め、ことしで10年が経過しました。また、平成29年度より土地の価格を大幅に下げて販売しておりますが、土地開発公社の今後の経営状況について伺います。

①、平成28年度事業決算報告の説明によりますと、土地評価損が約6,700万円あり、市の補助金も全額補填されないようですし、欠損金が6億円を超えていますが、土地開発公社の現在の経営状況と今後の経営計画について伺います。

②、土地の価格を値下げしたことで近隣の土地の価格への影響についてどうお考えなのか。また、現在の販売状況について伺います。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 私のほうから欠損の関係についてご答弁を申し上げます。

土地開発公社では、平成19年度から土地開発公社の経営健全化対策として市から土地を毎年6,000万円で買い上げをしていただいております。平成28事業年度では公有地の買い戻しもあり、平成29事業年度からは金融機関の金利も下げていただいたことで支払利息が減少しております。また、10年ぶりに工業団地の土地の売却もあり、すずらん団地にあつては6月現在で6区画の契約となっております。その分金融機関へ随時繰上償還をしながら支払利息の減少に努めているところであります。土地評価損につきましては、土地の評価が下がれば簿価が下がり、下がった分が土地評価損として決算報告をしております。平成28年度の土地評価損につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、土地開発公社の経理基準に基づきまして、販売価格が50%以上下落したときは販売価格を簿価とすることとなっております。販売価格を70%下げたすずらん団地は、販売価格が簿価となることから、下げる前の簿価と下げた後の簿価の差額が土地評価損、欠損金となったところでございます。なお、あかね団地については30%の値下げのため、簿価を下げてはおりません。

それから、市からのあかね、すずらん団地分譲地に対する事業補助金につきましては、

砂川市土地開発公社事業補助金交付要綱に基づき、土地開発公社の健全対策として平成18年度より補助を市からいただいておりますが、平成29年4月1日より要綱が改正されて、平成28事業年度の販売価格と平成23事業年度期首の簿価との差額となりましたので、平成28事業年度販売価格と現在の販売価格の差額は土地開発公社の欠損金となるところであります。この欠損金につきましては、土地開発公社が保有する土地を今後も市に取得原価で買い取っていただくという試算をいたしておりますが、当初予定している6,000万円の土地取得により解消できるものであり、市の負担に変わりはないところでございます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福土勇治君（登壇） 私から近隣の土地価格への影響についてと現在の販売状況についてご答弁いたします。

すずらん団地につきましては70%下げましたが、このすずらん団地の販売価格がすぐに地価評価につながるものではなく、近隣の土地の販売価格に与える影響も一概に申し上げるのは難しいと考えております。土地の販売価格は、土地の形状や場所などさまざまな要因と、売りたい方と買いたい方の契約となります。土地開発公社といたしましても、販売促進のためさまざまな広報や価格の検討をしておりますが、販売当時など先にご購入いただいたお客様への配慮もあり、なかなか思い切った値下げに踏み切れずにいたところではありますが、特にすずらん団地の販売は進まないこともあり、今回思い切った価格設定を検討し、理事会及び市と協議を行い、販売価格を決定したところであります。

続きまして、現在の販売状況についてであります。平成28事業年度はあかね団地2名、2区画の売却で、2名とも市内の子育て世代でした。平成29年6月1日現在では、すずらん団地について6名、6区画の契約をいただいております。内訳は、家を建設予定の方が3名、4区画、市内の方が2名で30代と50代の方、市外の方が1名で60代の方でございます。残りの2名の方は、現在居住している隣の土地を購入し、雪捨て場や庭などにすると言っておられる方となっております。また、現在すずらん団地についてご購入を検討中のお客様は5名、7区画となっております。今後もより多くの方にご契約いただけるよう、営業活動を推進してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 平成19年当時というのは、振り返ってみますと平成10年には拓銀が破綻した。それから、日本長期信用銀行や山一証券が破綻したということで、金融界はもとより、経済界も大変混乱期を迎えていたという状況だったと思います。後にこれは失われた20年と言われておりますけれども、また北海道においては産炭地法の執行に伴い、夕張市など6市町、歌志内ですとか赤平、三笠、芦別、上砂川町が財政危機に陥った時期でもあります。本当に北海道経済は大混乱の時期でもあり、私自身も現役時代で、自分の

働いている職場の分社化ですとか、それから大量の転勤をのまざるを得なかったというような苦い経験を持っております。当時の砂川市議会の議事録を拝見しますと、本当に生々しい質疑が行われているという様子がうかがえました。当時土地開発公社の借金が20億円、うち砂川市の無利子融資が7億円、金融機関からの有利子の借入金が12億から13億円、その中でまず有利子の借金を毎年6,000万円ずつ20年間で返済することとしまして、土地開発公社の存続と砂川市の財政の両立を図る決断は、当時としてはまさに理事者にしても市議会にしても英断だったと思います。

そこで、次の2点について伺いたいわけなのですが、1点目は土地を売却することで固定資産税の収入増などがありますが、そのほかにも考えられる経済効果などについてどういふものがあるのか伺います。

2点目ですが、土地の売却促進を図る考え方は理解します。ただ、それでも売却の状況によっては現在の市の買い取り額6,000万円の見直しはあり得るのかどうか、それも含めて今後の経営計画についてお伺いいたします。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 売却に伴って固定資産税など経済的な影響ということだと思います。おっしゃるように、土地が買われる、家が建つということになれば、固定資産税や都市計画税の税収が見込まれるものでございますが、それ以外にも地域のにぎわい創出ですとか、経済活動にもつながると思っております。土地が売れる、家が建つことで地域の住環境にも好影響があると思えますし、新たな人の往来が生まれまると、そこにコミュニティ活動が活発になるですとか、あるいはもちろん周辺での買い物ということで経済活動にもつながりますし、ご質問にあった経済的な効果以外にもさまざまな効果が期待できるものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 市からの買い戻しというか、市の買収価格の見直しはということでございますが、当面は今のままで様子見をしていきますけれども、まだ市として、一財ですから、大きな事業も抱えている状況もございますし、今ほどすずらんの方では6区画が売れたと、それに対する事業補助も行っておりますので、さらにそれがふえるとなるとそちらの方の負担もあって財政を圧迫するという状況もあるでしょうから、これがどこまで続くかというのはわかりませんが、そういった状況を見る必要もあろうと思ひまして、当面は今の額でいきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 当時を振り返ってみますと、民間会社であれば大量の特損が出たときには体力があれば処分しますし、体力がなければ会社を畳んでしまうというような最終手段もあるわけなのですが、第三セクターなり、あるいは自治体はそういうような荒療治とい

うのはできないということは重々承知しております。夕張市も大変な、最近ようやく立ち直ってきておりますけれども、苦しみを味わっているというような状況なのですけれども、先人が手がけた過ちと言ったらあれですけれども、当時は民間も国も地方もみんな熱に浮かされていたということだったと思うのですね、今振り返ってみますと。ですから、余り先人たちを悪く言うつもりはないのですが、ただそれにしても20年間で買い戻していくということを決断したというのは、先ほども申し上げましたけれども、当時の理事者なり議会は苦渋の選択をせざるを得なかったと思いますし、今後もそれらを私どもはしっかり、子孫に赤字を残さないように頑張らないといけないと思いました。

それで、今までいろいろ説明を受けたわけなのですが、土地開発公社が健全化に向けて、歩みはのろいですが、一步一步進んでいるということがうかがえました。また、会計上のルールで土地評価損が出た仕組みですとか、欠損金は土地を売却することで償還できる試算をしていること、それからまた法律に基づき、会計士にも相談しながら事務を進めていること、そういったことに向けて着実に健全経営に向けた努力がされているということは理解します。ただ、すずらん団地は安くしたことで6区画が売れたと、問い合わせもあるようですし、さまざまな場所でPRされていることも存じております。また、東京砂川会などでPRを行っていること、また移住定住にもつながるよう今後も引き続き営業努力を続けていただきたいと思うのですが、いま一度この辺についても含めて副市長のお考えをお伺いして、終わりとします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 土地開発公社については、道央砂川工業団地、それからあかね団地、すずらん団地と、大きくこの3つの部分がメインの事業で行っているところであります。あかね団地については、昭和59年から販売をいたしまして、204区画、現在やっと7区画まできたと。すずらん団地にあっては、平成元年から154区画造成しまして、昨年末では30区画残っていた。今6区画ぐらい契約になったということで、もう一息というところでございます。この2つの団地については、70%オフというインパクトある価格を広くいろんな場面で宣伝をして、買っていただいて市の負担を少しでも減らすということを公社としては考えているところでありますし、工業団地の部分でいきますと第3次造成の第3工区は、これは未造成地でありましたけれども、いろいろ手を考えてという言い方は変なのですけれども、平成10年から造成できないで凍結しておりましたけれども、団地造成ということではなくて、違った形で今資材置き場という形で造成をしている最中でありますから、そういったところも売れる状態にはなっていくというようなところであります。これらについても可能な限りで、企業振興促進条例もありますから、そういった有利なものもあることも含めて宣伝して、何せ土地を売っていくというのが使命でありますから、それに向かって職員一丸となって頑張りたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 結構聞くことがあったのですけれども、4時が迫っていますので、絞り込もうかなと思っています。

先ほどの簿価の関係の評価損のことを私もお伺いしたいと思うのですけれども、結構大きな評価損を今回すずらん団地で行っているのですけれども、増山議員とのやりとりの中でも理由を聞かせていただいたのですけれども、もう少し詳しくまずお聞かせいただきたいのと、あわせて販売価格額と周辺の時価額との違いをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 特にすずらん団地の販売価格の設定の理由ということでございます。昨年の6月定例会でも報告したとおり、去年は30区画残数がありまして、一つも問い合わせがなかったというような状況から、価格のあり方についていろいろ検討しました。たまたますずらん団地の中で競売価格で100万円という額で売っている事実がございましたけれども、それでもなかなか売れていないというような状況もございましたので、それらの状況も加味しながら70%オフというところで販売をしようということで設定したところでございます。

〔「私は土地評価損の理由というか、どういうことで評価損を出すようになったのかということをお伺いしています」との声あり〕

欠損金のことですね。

〔「はい、6,700万の関係です」との声あり〕

これについては、売れないで持っているよりは、少しでも安くして売ったほうが税収とかもあってこれは得だろうと。持っていて維持管理経費だとか利息の払いでずっと続けるよりは、少しでも安くして売って、少しでも税収を上げたいと。その場合、基準の中で50%下がると評価損になるという部分がございます。これまでは民間の相場等を見ながら少しずつ下げてきたというのも事実でありますけれども、それではもう売れないというような状況から判断して、評価損というか、欠損金になってもこれは売っていくべきだと判断して評価損にしたところでございます。

〔「あと販売価格額と周辺時価額との違い」との声あり〕

それについては、担当部長から答弁します。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 市内の近隣市町の土地の比較をしております。その中であかね、すずらんにつきましては、平米単価ですけれども、あかねについては最高のところで7,245円、最低のところで6,903円、平均で7,036円、すずらん団地では最高価格2,870円、最低価格で2,639円、平均で2,740円というところでした。周辺を調べたところ、日の出地域で最高価格が平米単価1万890円、最低価格で9,680円、平均で1万285円でした。すずらん近隣で調べたところ、最高価格が平米単価7,297円、最低価格で6,987円、平均7,043円。あと、不動産屋

に聞いたところ、あかね付近では最高で平米単価1万2,099円、最低で2,055円、平均5,680円、すずらん付近では平米単価8,503円、最低価格が6,568円、平均で7,535円ということを聞いております。また、近隣市町に分譲している団地…

〔「もうそれ以上いいです」との声あり〕

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 質疑の内容と答弁が違ったので、やめていただいたのですけれども、時間がない中でやっていきたいと思っていますので。販売価格額と周辺時価額の違いを聞いたのは、その言葉の違いを聞いたのです。今ほどは増山議員とのやりとりの中で今回の6,700万の土地評価損は、販売価格が簿価よりも70%下がったのでというお話だったのです。この土地評価損の話というのは、平成24年でしたかね、大きく4億5,000万ほど損をさせてやったところを私は思い出しますので、もちろんそのとき議員でしたから。そのときは、とっても大変なことを土地開発公社がしておりまして、借金の利息、あるいはいろいろなものを売れないような土地にどんどん乗せていってしまったのです。結果的には土地開発公社は赤字を出していないような状況があって、つまり簿価がすごく膨れ過ぎてしまったのです。要するに周辺の販売価格よりもはるかに高い簿価になっていったので、私もずっとこれを言い続けてきていて、簿価と周辺価格が余りにも違い過ぎるのはまずいのではないかということで、その当時今と同じ角丸副市長も社長でいらっしゃったので、よく覚えていらっしゃると思うのですけれども、4億5,000万ほどの評価損を出して、大幅な赤字の決算をつくって、今後の健全化を目指そうというような動きがあったわけです。

そのときの資料を私今持っているのです、よく覚えているものですから。ただ、これは全員協議会で出された資料ですから、余り大きな声では言えないと思ったのですけれども、ただこのときの評価損をする基準というのがあったわけです。そこは今の理由とは違う理由だったはずなのです。何かというと、売買価格ではなく、要するに周辺の時価と簿価との差が50%以上になったときには土地の評価損ができるということで、これをその当時の資料を見ると低価法というのです。低い価格という意味です。要するに資産の評価方法というのは、基本的には取得原価を簿価とすることというのは決められているわけですよ。ところが余りにも簿価が大きくなってきてしまったときには、低価法を選択して損を出して正常に戻すことができるということが、公営企業法の関係としてきちりあるはずなのです。先ほどからお話しになっているのは、販売価格の話をしていらっしゃるのです。つまり80万にしているからという話ですよ。ここは私は違うのではないかと、つまり以前の評価損の仕方と今回の仕方は違うのではないかと考えているのです。

これは3回しかできないので、ここで本当は聞きたいところなのですけれども、聞かれないのでお話をしていきますけれども、こういうふうな決算の出し方をすると、私はす

らん団地にいる方からかなり強い口調で言われているのです。その前に、私はすずらん団地は売れないのだから、もっともっと思いついた政策で土地を安く売ってと何回も話してきたこともよく覚えています。そのとおり余り思いついた価格にしないで、徐々に、徐々にだったのですけれども、今回はすごく思いついてやった結果として6区画売れているし、今後も7区画ですか、売れる予定だというお話はとってもいいことなのですけれども、ただ先ほどのすずらん団地の方から聞いたお話というのは、80万にされてしまったらうちの財産もそうなるでしょう、どうしてくれるという話なのです。あなたのところで勝手に下げるのはいいと、俺のところの財産、俺は何百万もかけてこの土地買ったのだと、それが80万にしかならないということになったら、これから売るときどうしてくれるのという話を僕はされたのです。僕は、そのとき確かにそうだなと。ただ、苦しいながらもお答えしたのは、これは市の政策なのですと話したのです。もともと土地開発公社の価値は同じ価値です。土地の価値は同じなのです。だけれども、これは市の政策として、若い人たちが家を建ててくれたら、先ほどのお話ではないのですけれども、固定資産税も入ってくるし、にぎわいも創出されるし、ですから申しわけないけれども、市の政策として補助金を出しながらやっていく政策ですから、皆さんの財産は変わりませんとお話ししたのです。そしたら、納得してくれたのですよ、それならしょうがないなど。でも、今のこのやり方をしてしまったら、その人たちの財産も評価が下がってしまうことになるのです。これは大変なことです。

さっきもお話ししたとおりで、今までもそうではないですか、工業団地でも。ついこの前ですよ、民間の企業に売ったときも、市は高く買って、そして民間には安く売ったと、この形ですよ。私は、今回そうするものだと思っていたのです。ところが、今回土地の値段そのものの評価も下げってしまったのです。ということは、さっき言ったように皆さんの財産の評価も下げってしまうことになると思いませんか。だから、今までやってきたように一般会計から政策的な補助金として出すことによって買う人は80万円で買えるというふうにしなかったら、私は今までやってきた方法とも違うし、これはまずいのではないかと考えているのですけれども、この辺はどうお考えなのでしょう。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 まず、財産の評価を下げるといったお考えでございしますが、ここについては、土地につきましてはよく一物四価と言われるように物の価値を定める基準というのがそれぞれありまして、例えば固定資産税の場合の求め方、あるいは相続に使う求め方などがあります。今回公社のほうで価格を定めましたが、これは先ほどの答弁の中にもありましたが、売る側、買う側のそのときの情勢で実勢価格というのが決まってくるので、今回は何とか土地開発公社の中で売っていきたいということもありまして、価格を7%下げて売ると、それで実際に売れてきております。そのこととその土地が持っている本来の価値というのは、実はイコールではありませんので、そこについては最も

その土地の価値を求めるためには不動産鑑定をするということになるのですけれども、それが土地の価値というところでいうと、実際にそこで幾らで売られている、買われているという状況ではなくて、その土地の道路がどうだとか、近隣の学校だとか利便性だとかというところで、土地の価値は決まっていきます。なので、土地の持っている評価を下げるのではないかという部分につきましては、一概にそうは言えないと考えているところであります。

〔「今回はそうではないのですか」との声あり〕

今回小黒議員さんの話にもありましたように、過去の低価法をとっております。販売価格を簿価とイコールにした扱いをしております、70%販売価格を下げた。その場合、50%以上下落した場合は土地評価損として計上するという会計上のルールがございますので、そのような取り扱いをさせていただいたということでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 違うでしょう。ここの公営企業会計基準の資料があるのです。第9号で言われているものは、今の話と違います。販売価格ではありません。販売価格は、勝手に自分たちが下げた価格ではないですか。だけれども、企業会計基準の中でうたわれているものは、周辺時価です。だから、それは固定資産税なら固定資産税でもいいです。では、この周辺の固定資産税の基準価格は80万ですか、100坪ぐらいですよ。絶対そうではないでしょう。そんなのだったらうちは大損しますよ、固定資産税。でも、一般的な市民が、そこに住んでいる市民が思うことは、結局それが財産なのですよ、固定資産税の評価額が。もちろん売り買いするときに安く、早く売ったかったら下がるのは当たり前です。でも、土地開発公社がそんなことをしてしまったらだめでしょう。

簿価はそんなにひどい簿価ではないのですよ、前と違って。ほぼ固定資産税の評価基準と合っているはずですよ。だったら、何も問題ないのですよ。評価損出さずに、市の政策として一般財源として補助金を出せばいいだけの話ではないですか。そうすれば、そこに住んでいる人たちだって納得できるはずですよ。市長、説明してくれるのならしてくださいよ、今一般財源の話もしているのだから。こんな形で、これはもし反対できるのだったら反対しますよ。でも、報告書だから、反対できないでしょう。でも、こんなやり方はおかしい。おかしくないの、市長、おかしくないのなら説明して。今まで我々を説得してきて、6,000万の土地を買うことにしても、いろんなことを我々議員に説明してきたことと違うことをやっているのですよ、今回。同じ社長ですよ、そういうことでいいのですか。俺一回座ったらもう終わりだもの、ちゃんとした答えは出るのでしょうかね。

○議長 飯澤明彦君 暫時休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時46分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

○小黒 弘議員 質疑中でした。これまでの説明では私は到底納得ができないのです。ちゃんとした説明をどなたかしていただけるのかどうかわかりませんが、私は最後の質疑ですので、これ以上の質疑はできませんので、しっかりとした答弁をお願いします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今まで土地開発公社の中で土地取得原価で期首簿価とかというところがありまして、その差で低価法でいうと低いほうを採用する、そういったことをやっておりました。今回につきましては、ここで言っている時価につきましては、周辺の土地ではなくて、すずらん団地のその土地の今までの価格、時価でございます。それと、取得原価に比べておおむね50%以上下落した場合はそれが土地評価損になるという土地開発公社経理基準要綱に基づいた取り扱いになっておりまして、時価というところの言葉の定義について少し整理をしていきながら説明したいと思うのですが、取得原価について周辺の土地の価格ではなくて、すずらん団地の今回対象となるそれぞれの土地の価格、それが時価ということになりますので、周りの土地ではなくて、そのすずらん団地の土地がということで、今までもととの価格があって、固定資産税の評価額があって、下げたとかという状況があるのですが、今回については50%以上下落した場合はそれを土地評価損にするという扱いになりますので、70%下げたということから土地評価損が発生してしまうということでございます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 今回の件について、今ほど経済部長が言っているとおり、会計上の問題ということが第一義でございます。70%以下の減額をすることによって土地を安く売る、その分欠損として出てしまうというのは現象としてあるところです。また、一方で土地を安く売る場合、周辺時価、周辺の土地の価格より非常に低い価格で売った場合は買った人の利益に当たるといようなことがございまして、今回もしこの安い価格が簿価より非常に安い価格なのだということになりますと、買った人の一時的な所得というふうあいもございまして、その辺も十分協議をした中で、買った方の不利益のないように、そしてそれを具体的にどうするかという結論としては簿価を70%下げる。欠損として四千数百万ありましたけれども、それを欠損とするという判断に立ったものでございます。

また、今まで土地の売却価格とその差額を市のほうからずっと補填しておりました。今回もすればいいのではないかというお話をされていたわけなのですが、その金額も一定程度の100万なり200万という金額が1筆売ることによって上乗せされますので、市としてはもし10筆売れると1,000万、2,000万の負担が頭のこの時期にかかるということなので、それは総体的な公社の財産の総財産ですか、それを判断した中で、これは公社の中で損失として持っても市のほうに事後不利益はないということで、先ほどもちょっと説明させていただいたのですが、そういう判断のもとでこういう

経理をさせていただいたということでございます。

○議長 飯澤明彦君 再度一度だけ質問を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 一番簡単に質疑しますけれども、なぜ今回は市の政策として補助金を出すなり、今までやってきたことですよ、それをどうしてしないで、今まで売れていないすずらん団地の全体の土地の評価を損をさせてまで下げなければいけなかったのかということなのです。評価損なのです。財産が少なくなってしまったのですよ、すずらん団地。これは土地開発公社全体のなのです。いずれにしても、どうして市の補助金としてその分を補填するような形で、それは一般財源から出るのは当然大変です。でも、それは市長の政策なのです。だから、それを議会が賛成すれば、それでいいわけではないですか。今までと同じようにやればいいだけのことであって、なぜそういうことを今回はしないで、公社に評価損をさせる、財産を少なくさせるようなやり方をしなければならなかったのかというのが私には理解できないので、そこだけ理解できれば、もうこれ以上はいいですけども。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 公社が損をされているという表現をしているのですけれども、決して公社に損をさせていることではなくて、公社への財産の補填する時期をおくらせたということでございます。また、1筆1筆売れることによって市の補助も当然引き続きありますので、例えば今10筆売れるとすれば、その差額として公社としては土地の売却益ということで2,000万とか3,000万という売却益が出ますので、累積された債務も減っていくということになります。次年度の事業計画にものせておりますけれども、来年度の事業計画に関していいますと、土地の収益から経費を抜くと土地売却益のほうが多くなりまして、数千万円のプラスという決算の予定をしています。それが今まで繰り越してきた損失から減らされるということでございますので、決して土地開発公社に損させているわけでもございませんし、最終的には砂川市が責任を持って公社の解散まで進めなければなりませんので、その時点まで含めた中では特別損はさせていないということでございますので、その辺は理解していただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 余り会計上の問題で答弁には出たくなかったのですけれども、小黒議員承知のとおり、平成19年、私は総務部長で土地開発公社を改革したいと、何とか議会も協力してくれないかと、そのときに6,000万ずつ買い戻そうと、もうそのときで債権は確定していて、幾ら安く売ろうが公社の簿価は変わらなくて、その簿価は市が必ず面倒を見なければならない。安く下げようが、それは公社が勝手に下げたけれども、その差額は簿価の分は常に債権として市が見なければならない。だから、安くしても市の負担額は19年のときから変わっていないのです。今全額補助金を出したらという

話をされたのですけれども、その全額を今出すか、後で精算のときにしてしまうかの違いだけなのです。ただ、今の言い分を聞くと、公社のほうでは土地の金が入ってくるので、市も買い戻しているのです、銀行は返す分と、その分は今持っていてもいいのではないかというだけの話だったのです。だから、市が見ても本来は小黒議員が言うとおりのことです。ただ、一般会計から売れた分だけどんどん出ていくので、恐らく一般会計のことも心配されたのだなと思っていて、私自身はどっちでもこだわっていません。砂川市が見る分は20年間で6,000万ずつ、それは簿価で計算されているので、幾ら安く売ろうが何しようが、高く売ってくれると市はプラスになるけれども、そんなことはできないものですから、安くしか売らないので、その差額の方は市が見ると結局19年にお約束した6,000万の20年間で買い戻すトータルの金額は変わっていません。変わるとしたら、少しでも銀行の借入れを返して利息を安くしていこうという約束の部分の返す部分が多ければ、利息が安くなって市が助かるということで、従来の取り扱いと何も変わっていないのです。ただ、簿価よりもかなり下げたために差額が大き過ぎて、その分市のほうの補助金で出す額が多くなるのではないかと心配しただけなのです。変わっていません。

〔「そういうことを言っているのではないのですけれども、もうやめませう」との声あり〕

でも、言っているのはそういうことなのです、今言っているのは。

〔「私が指摘しているのはそういうことではないけれども、これで終わります」との声あり〕

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

#### ◎会議時間の延長

○議長 飯澤明彦君 本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

会議を続けます。

#### ◎日程第4 報告第3号 事務報告書の提出について

○議長 飯澤明彦君 日程第4、報告第3号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第3号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

平成28年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり平成28年4月か

ら平成29年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで152ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第5 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

○議長 飯澤明彦君 日程第5、報告第4号 監査報告及び報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号及び第5号を終わります。

◎日程第6 意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

○議長 飯澤明彦君 日程第6、意見案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について、意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号までに対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 これ以て日程の全てを終了しました。

平成29年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年6月14日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員